

第 7 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

令和5年3月13日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 7 回 熊本県議会 厚生常任委員会会議記録

令和5年3月13日(火曜日)

午前10時3分開議

午後0時42分閉会

委 員 山 本 伸 裕

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和5年度熊本県一般会計
予算

議案第35号 令和5年度熊本県母子父子
寡婦福祉資金特別会計予算

議案第48号 令和5年度熊本県国民健康
保険事業特別会計予算

議案第53号 令和5年度熊本県病院事業会
計予算

議案第58号 熊本県児童福祉施設の設備及
び運営の基準に関する条例等の一部を
改正する条例の制定について

議案第59号 熊本県看護師等修学資金貸与
条例等の一部を改正する条例の制定につ
いて

議案第70号 権利の放棄について

請第47号 物価高騰に見合う老齢基礎年金
等の支給額改善と年金の毎月支給への
変更について国への意見書提出を求め
る請願

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)につ
いて

報告事項

①次期熊本県やさしいまちづくり推進指
針の策定について

出席委員(8人)

委員長 岩 本 浩 治

副委員長 南 部 隼 平

委員 藤 川 隆 夫

委員 内 野 幸 喜

委員 高 木 健 次

委員 前 田 憲 秀

委員 松 村 秀 逸

説明のため出席した者

健康福祉部

部 長 沼 川 敦 彦

政策審議監 三 牧 芳 浩

医 監 池 田 洋 一 郎

長寿社会局長 柴 田 英 伸

子ども・

障がい福祉局長 木 山 晋 介

健康局長 下 山 薫

健康福祉政策課長 井 藤 和 哉

健康危機管理課長 椎 場 泰 三

高齢者支援課長 下 村 正 宣

認知症対策・

地域ケア推進課長 本 田 敦 美

社会福祉課長 原 田 義 隆

子ども未来課長 木 村 和 子

子ども家庭福祉課長 岩 村 聡 子

首席審議員

兼障がい者支援課長 米 澤 祐 介

医療政策課長 阿 南 周 造

国保・高齢者医療課長 池 永 淳 一

健康づくり推進課長 岡 順 子

首席審議員

兼薬務衛生課長 樋 口 義 則

病院局

病院事業管理者 渡 辺 克 淑

総務経営課長 川 上 竜 也

事務局職員出席者

議事課主幹 泗 水 靖 希

政務調査課主幹 植 田 晃 史

午前10時3分開議

○岩本浩治委員長 ただいまから第7回厚生

常任委員会を開会いたします。

なお、本日の委員会はインターネットで中継しておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいよう、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行ってください。

まず、健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、付託議案等について、担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、沼川健康福祉部長。

○沼川健康福祉部長 おはようございます。

それでは、本議会に提出しております健康福祉部関係の議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係3議案、条例関係3議案でございます。

まず、令和5年度当初予算となります議案第33号、令和5年度熊本県一般会計予算につきましては、総額2,322億5,000万円余の予算をお願いしております。

その主な内容につきまして、令和2年7月豪雨及び熊本地震への対応、新型コロナウイルス感染症への対応、その他喫緊の課題への対応の3つに分けて御説明いたします。

まず、令和2年7月豪雨及び熊本地震への対応についてです。

令和2年7月豪雨への対応では、やむを得ない事情がある世帯については、引き続き仮設住宅で生活していただくことが、国の同意により可能となりました。来年度にかけて、被災市町村では災害公営住宅も順次完成し、併せて、木造仮設住宅を被災者の方々の住まいの再建先として活用することも検討されています。

引き続き、被災された世帯それぞれの御意向を踏まえた、住まいの再建が一日も早く実現できるよう取り組んでまいります。

また、熊本地震への対応では、これまで99.9%の方が住まいの再建を果たされていますが、引き続き、最後のお一人が再建を果たされるまで、寄り添って支援してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応についてです。

国は、5月8日に感染症法上の位置づけを5類へ変更する予定としていますが、本日からマスクの着用を個人の判断に委ねることが基本となるなど、変更に向けた動きが着々と進んでいます。

先週末には、国から、変更後の医療体制について、基本的に全ての医療機関で外来や入院の対応を行うことや患者の入院調整も段階的に医療機関同士の調整へ移行するといった基本的な考え方が示されました。

また、ワクチンについては、来年度も全ての方が自己負担なしで接種できることが決定しています。

県としましては、こういった国の方針等を踏まえ、医療機関や関係団体等と協議しながら、しっかりと準備を進めてまいります。

次に、その他喫緊の課題への対応として、主なものを3点御説明いたします。

1点目は、子ども・子育て施策の充実についてです。

国が掲げるこどもまんなか社会の実現のため、子供医療費助成に取り組む市町村への助成を拡充し、市町村が施策の充実強化を図る環境を整え、県全体で子ども・子育て施策の底上げに取り組んでまいります。

また、子供を取り巻く課題の解決を図るため、児童虐待の未然防止、早期対応のための相談支援体制をさらに強化するとともに、予期せぬ妊娠等の複雑な事情を抱えた妊産婦への居場所の提供や児童養護施設等の退所者の

自立支援等に取り組んでまいります。

2点目は、先を見据えた医療・福祉基盤の強化についてです。

団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を見据え、医師、看護職員、介護職員等の人材確保や勤務環境の改善を一層推進するほか、在宅医療サポートセンターを支援し、医療と介護の連携や専門職の人材育成等を進めるなど、医療・福祉基盤の強化を図ってまいります。

さらに、県民の健康寿命延伸のため、引き続き、県民総参加での健康づくりを推進してまいります。

3点目は、互いに支え合う地域共生社会の実現についてです。

急速な少子高齢化が進む中においても、地域で互いに支え合い、安心して暮らせる地域共生社会の実現のため、民生委員等の見守り活動や誰もが集える居場所、地域の縁がわづくりを支援してまいります。

また、生活困窮者等の自立支援対策や自殺予防のための電話相談体制の拡充に取り組むほか、ひきこもり問題を抱える方を相談支援につなげるため、SNSを活用した広報など、困難を抱える方への支援を拡充してまいります。

このほか、県の動物愛護の新たな拠点として、令和6年3月開所に向け、新動物愛護センターの整備を進めてまいります。

次に、議案第35号、令和5年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算につきましては、母子家庭等を対象とした各種貸付金等として、9,000万円余を計上しております。

次に、議案第48号、令和5年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算につきましては、市町村への交付金や関係機関への納付金、拠出金など、1,921億4,000万円余を計上しております。

以上、特別会計を含む健康福祉部の令和5年度の当初予算の総額は4,244億9,000万円余

となり、令和4年度当初予算と比較しますと40億4,000万円余の増となっております。

続きまして、条例関係につきましては、議案第58号、熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について外2議案を提案しております。

このほか、その他報告としまして、次期熊本県やさしいまちづくり推進指針の策定について外2件について御報告させていただきます。

以上が今回提案しております議案等の概要です。

詳細につきましては、関係各課長が説明いたしますので、よろしくようお願い申し上げます。

○岩本浩治委員長 引き続き担当課長から、議案第33号から説明をお願いいたします。

○井藤健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

厚生常任委員会説明資料、こちらの2ページをお願いいたします。

令和5年度当初予算関係について、主なものを御説明いたします。

まず、社会福祉総務費でございます。

13億7,915万円余を計上しております。前年度比2億3,422万円余の減額となっております。減額の主な要因は、後ほど出てまいります地域支え合いセンター運営支援事業の減によるものでございます。

右側説明欄を御覧ください。

1、職員給与費は、現時点で見込まれる職員数、給与額に基づいて計上しております。この後、各課の説明欄に職員給与と記載しているものについては同様の趣旨でございますので、各課からの説明は省略させていただきます。

続いて、2の民生委員費は、民生委員、児

童委員の活動等に要する経費でございます。

3ページをお願いします。

3ページ右側説明欄、(4)の地域福祉総合支援事業は、地域の縁がわの施設整備や地域福祉支援計画の推進に寄与する事業等に要する経費について助成等を行うものでございます。

(6)の地域共生社会推進事業では、市町村の包括的な相談支援体制整備の推進に要する経費を計上しております。

次に、5ページをお願いいたします。

5ページ右側説明欄、(4)の住まいの再建支援事業では、自宅再建の利子助成等の支援策について必要額を要求させていただいております。

(5)の新型コロナウイルス困りごと支援事業は、独り親家庭や障害者、生活困窮者等の支援を行う団体等の活動に対し助成等を行うものでございます。

なお、新型コロナウイルス感染症に関わる補助制度等につきましては、今後2類から5類への移行により内容が大きく変わる可能性があります。当初予算においては、年間を通じた経費を計上させていただいております。

以下、関係課におきましても同様の考え方でございます。

次の(6)の災害弱者支援事業は、市町村が作成する要支援者個別避難計画の作成支援に要する経費でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

7ページ下段の災害救助費でございます。

今回、7億9,907万円余を計上しております。前年度比3億7,835万円余の減額となっております。減額の主な要因は、熊本地震及び令和2年7月豪雨に係る応急仮設住宅関係経費等の減額によるものでございます。

8ページをお願いします。

公衆衛生総務費で1億8,116万円余を計上しております。前年度比7,642万円余の増額

をお願いしております。

右側説明欄の4、保健医療推進対策費の(1)衛生総合情報システム運営費では、システムの維持管理及び公費負担医療システムの再開発に要する経費を計上しております。

9ページをお願いします。

右側説明欄の(2)保健医療計画推進事業では、第8次熊本県保健医療計画策定に向けた協議会の開催等に要する経費を計上しております。

中段の保健環境科学研究所費は、同研究所の運営に要する経費で3億4,803万円余を計上しております。前年度比5,344万円余の増額で、これは、電気設備改修工事に係る経費の増によるものでございます。

下段の保健所費は、県内10か所の保健所の運営に要する経費で15億9,432万円余をお願いしております。

10ページをお願いします。

元金は、災害援護資金貸付金の返済に伴う貸付元金の国庫への償還金で2,203万円余をお願いしております。

以上、健康福祉政策課は、総額49億2,573万円余をお願いしております。

最後に、11ページをお願いします。

債務負担行為の設定ですが、先ほど御説明した保健環境科学研究所の電気設備の改修について、契約期間が2か年にわたることから、令和6年度分について限度額の設定を行うものです。

健康福祉政策課からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○椎場健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

説明資料の12ページをお願いします。

主な項目について御説明をさせていただきます。

まず、上段の公衆衛生総務費でございます

が、4億3,593万円をお願いしております。

主な事業は、右側の説明欄の3、肝炎対策事業でございます。

これは、B型肝炎及びC型肝炎の患者の方々の治療に伴う医療費の助成や肝炎ウイルス検査などに要する経費でございます。

次に、下段の結核対策費でございますが、6,605万円余をお願いしております。

主な事業でございます。

説明欄1の結核医療費は、感染症法に基づき入院勧告を行った際の医療費について公費負担するものでございます。

続きまして、資料の13ページになります。

説明欄3の結核予防費の(2)結核検診事業でございますけれども、こちらは、結核患者の家族や接触者に対する健康診断等に要する経費でございます。

次に、下段になります。

予防費でございますが、154億4,347万円余をお願いしております。予防費につきましては、13ページを含めて3ページにわたり計上しております。

まず、説明欄1の感染症予防費でございます。

説明資料14ページをお願いしたいと思います。

(4)新型コロナウイルス感染症保健所機能強化事業は、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者の健康観察や電話相談等の業務委託、保健所の業務支援を行う人員を確保する等の保健所体制の強化を図るための経費でございます。

続きまして、(5)新型コロナウイルス感染症医療・検査等体制整備事業は、新型コロナウイルス感染症に係る入院医療費等に対する公費負担及び医療機関の検査体制整備等に対する助成のための経費でございます。

続きまして、(6)新型コロナワクチン接種体制支援事業は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に伴いまして、県民等からの

ワクチンに関する相談に対応するための相談窓口の設置や個別接種の促進をするための医療機関に対する助成等に要する経費でございます。

次に、説明資料の15ページをお願いいたします。

説明欄2の予防接種対策費でございます。

(2)の新型コロナワクチン大規模接種会場設置運営事業は、新型コロナウイルスワクチンに係る県民広域接種センターの設置、運営等に要する経費でございます。

次に、下段になります。

食品衛生指導費でございますが、4億4,276万円をお願いしております。食品衛生指導費につきましては、15ページを含め、4ページにわたり計上しております。

主な事業でございますけれども、説明欄1の(1)食品営業監視事業は、食品営業施設の許可や監視指導及びHACCP導入推進等を行う経費でございます。

次に、説明資料の1ページ飛びまして、17ページをお願いしたいと思います。

説明欄3になります。

乳肉衛生費の(1)畜水産物食品安全対策事業は、乳、食肉、卵等の検査、微生物検査や動物用医薬品の検査等に要する経費でございます。

続きまして、(2)の公衆衛生獣医師確保育成事業は、新たな獣医師職員の確保のための修学資金の給付事業やリクルート活動等に要する経費、さらに獣医師職員の研究支援等を行うための経費でございます。修学資金の給付額としましては、今年度と同様の4名分を計上しております。

獣医師確保につきましては、前回の議会でも、委員会でも御意見がっております喫緊の課題と認識しておりまして、給付希望者が上回る場合には、予算の補正等も含めて対応を検討していく予定でございます。

次に、説明資料の18ページをお願いします。

説明欄4の(5)対米等輸出食肉検査事業でございます。

こちらは、輸出に対応した食肉検査体制の整備に要する経費でございます。

次に、下段になります。

環境整備費でございますが、6億2,355万円余をお願いしております。

主な事業でございますが、説明欄の1、動物愛護管理費の(2)動物愛護管理事業は、県の保健所や動物愛護センターにおける犬や猫の引取り、捕獲、収容、譲渡等の主な動物管理業務に必要な経費を計上しております。

次に、説明資料の19ページをお願いします。

説明欄の2の動物愛護推進事業でございます。

こちらは、新動物愛護センターの建設に要する経費及び県動物愛護センターの動物愛護のホームページの管理などに要する動物愛護の取組を行うための経費でございます。

令和5年度は、飼い主のいない猫の避妊、去勢補助事業の拡充や動物愛護センターにおける保護犬猫につきまして、試行的にマイクロチップの装着を行う取組などを予定しているところでございます。

以上、健康危機管理課は、令和5年度当初予算としまして、最下段になりますけれども、総額170億1,177万円をお願いしております。

健康危機管理課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○下村高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

説明資料の20ページをお願いいたします。

主なものを御説明させていただきます。

まず、社会福祉総務費で3億円余をお願いしております。

説明欄の(1)福祉人材緊急確保事業は、福祉人材センターを設置しています県社会福祉協議会に委託して行う介護人材の参入促進やマッチング支援に要する経費などでございます。

(2)の介護福祉士修学資金等貸付事業費補助は、県社会福祉協議会が行う修学資金等の貸付事業に対して、その原資を助成するものでございます。

次に、下段の老人福祉費で16億1,500万円余をお願いしております。

次のページをお願いします。

説明欄の2、軽費老人ホーム事務費補助事業は、軽費老人ホームの設置者が行う利用料の一部減免に要する経費について助成を行うものでございます。

また、一番下の3の(3)施設開設準備経費助成特別対策事業は、介護施設等の開設を円滑に進めるために必要な研修費や広報費などの準備経費について、市町村を通じて助成するものでございます。

次の22ページをお願いいたします。

(4)介護職員勤務環境改善支援事業は、介護事業所等が行う勤務環境改善のための介護ロボットやICTなどの導入経費について助成を行うものでございます。

1つ飛びまして、(6)介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業は、感染が発生した介護サービス事業所等におけるサービス継続に要する経費について助成を行うものでございます。

次に、23ページをお願いいたします。

4の(2)介護人材確保対策推進事業は、事業者団体等が実施します介護人材確保の取組などについて助成を行うものでございます。来年度からは、従来の研修事業に加え、定着支援事業などの人材確保に要する幅広い取組の支援ができますよう、補助対象事業の拡大をすることとしております。

次に、24ページをお願いいたします。

老人福祉施設費で14億8,200万円余をお願いしております。

(1)の老人福祉施設整備等事業は、老朽化に伴う施設の改築に要する経費について助成を行うものでございます。

(3)の介護基盤緊急整備等事業及び次のページの(4)介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備支援事業は、いずれも、市町村を通じて、施設や設備の整備等について助成を行うものでございます。

最後に、民生施設補助災害復旧費で7,000万円余をお願いしております。

説明欄の老人福祉施設等災害復旧事業は、令和2年7月豪雨で被災した特別養護老人ホームにおける仮設設備の維持、撤去に要する経費について助成を行うものでございます。

以上、高齢者支援課の令和5年度の当初予算としまして、総額で34億6,900万円余をお願いしております。

高齢者支援課の説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○本田認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課でございます。

資料の26ページをお願いいたします。

老人福祉費で290億9,099万円余をお願いしております。

それでは、主な事業を御説明いたします。

説明欄の2、高齢者福祉対策費でございます。

(1)認知症診療・相談体制強化事業は、認知症に係る医療体制や関係機関の連携体制、認知症の早期発見と相談体制の強化に要する経費でございます。

次のページをお願いいたします。

(4)訪問看護推進事業は、訪問看護サービスの一層の安定提供を図るための訪問看護ステーションへの運営経費の助成や人材確保等の取組の強化に要する経費でございます。

ページをおめくりいただき、28ページを御

覧ください。

(6)認知症サポーターアクティブチーム支援事業は、認知症サポーターの中でも特に活発に活動されている団体をアクティブチームとして認定し、その立ち上げ支援に要する経費でございます。

(7)在宅医療サポートセンター事業は、県及び地域における在宅医療の推進を図る在宅医療サポートセンターの運営経費について助成するものでございます。

次のページをお願いいたします。

3の介護保険対策費の主な事業について御説明いたします。

(1)介護給付費県負担金交付事業、(2)地域支援事業交付金交付事業、ページをおめくりいただきまして、(3)の第1号保険料県負担金交付事業は、いずれも介護保険法に基づく市町村に対する法定の負担金、交付金でございます。

次のページをお願いいたします。

公衆衛生総務費でございますが、990万円余をお願いしております。

1の保健医療推進対策費の在宅医療連携推進事業は、在宅医療を担う医療、介護等の関係機関の連携体制構築に要する経費でございます。

続きまして、医務費でございますが、1,577万円余をお願いしております。

1の歯科行政費の在宅歯科医療機能強化事業は、県歯科医師会在宅歯科医療連携室が行う訪問歯科診療の調整や人材育成、歯科診療所が行う訪問歯科診療器材購入に要する経費について助成するものでございます。

以上、認知症対策・地域ケア推進課は、令和5年度当初予算といたしまして、総額291億1,667万円余をお願いしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○原田社会福祉課長 社会福祉課でございます。

32ページをお願いいたします。

主な事業を説明いたします。

まず、社会福祉総務費として1億6,571万円余を計上しております。

説明欄2の生活福祉資金貸付事業費は、県社会福祉協議会が行う生活福祉資金の貸付事務経費について助成するものです。

3の(2)日常生活自立支援事業は、県社協が行う認知症高齢者など判断能力が十分でない方に対する福祉サービスの利用援助等に要する経費について助成するものです。

33ページをお願いいたします。

5の(2)小規模法人のネットワーク化による協働推進等事業は、複数の小規模法人がネットワークを構築して実施する地域貢献や人材確保を目的とした法人連携の取組に対して助成するものです。

次に、下段の遺家族等援護費につきましては、6,374万円余を計上しております。

34ページをお願いいたします。

説明欄2、(1)の特別給付金等支給事務費は、戦没者遺族に対する特別弔慰金の裁定等に要する経費でございます。

(3)の引揚者等援護扶助費は、帰国を果たし、県内で生活される中国残留邦人に支給される支援給付金等でございます。

次に、下段の生活保護総務費として、10億2,076万円を計上しております。

35ページをお願いいたします。

説明欄、(2)の生活困窮者自立支援プラン推進事業は、生活困窮者に対する家計改善の助言や子供の学習を支援するための経費でございます。

(3)の生活困窮者総合相談支援事業は、生活困窮者に対する相談支援窓口の設置や就労につなげるための支援等、包括的な支援に要する経費です。

(5)の自立相談支援機関等の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業は、市町村が行う生活困窮者の自立支援の機能強

化に要する経費でございます。

36ページをお願いいたします。

下段の扶助費として、38億8,833万円余を計上しております。

これは、生活保護に必要な生活扶助や医療扶助等に要する経費でございます。

37ページをお願いします。

精神保健費として、4,020万円余を計上しております。

これは、説明欄にありますように、ひきこもり地域支援センターの運営等に要する経費でございます。

以上、社会福祉課合計で51億7,876万円余をお願いしております。

続きまして、38ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

生活保護世帯進学応援資金貸付につきまして、令和5年度新規貸付者に対し、大学や短大等の在学期間中、継続して生活費を貸し付ける必要がございますので、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

社会福祉課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○木村子ども未来課長 子ども未来課でございます。

資料39ページをお願いいたします。

主な事業について御説明いたします。

最下段の児童福祉総務費で44億4,113万円余を計上させていただいております。

次の40ページの右側説明欄を御覧ください。

2の(1)多子世帯子育て支援事業は、国の保育料無償化制度の対象とならないゼロから2歳児までで、第3子以降の子供さんの保育料について、県と市町村で無償化を行うための助成経費でございます。

(3)の児童健全育成事業は、市町村が実施する放課後児童クラブの運営費に対する助成

経費でございます。

41ページをお願いいたします。

(8)「くまもとスタイル」結婚推進事業と(9)「くまもとスタイル」子育て推進事業は、内閣府の交付金を活用しまして、結婚や子育ての応援機運醸成を図るため、よかボスや結婚応援の店といった活動を行う事業でございます。

次に、42ページをお願いいたします。

(10)の放課後児童クラブ利用サポート事業は、今年度開始の事業で、低所得世帯の児童の放課後児童クラブ利用料を補助する市町村に対して助成を行い、放課後の安全、安心な居場所の確保を図るものでございます。

(11)の出産・子育て応援交付金事業は、国の経済対策として12月補正で御承認いただいた妊産婦に対する伴走型相談支援と合計10万円の経済的支援をセットで行う事業の令和5年度分でございます。

(12)の子育て短期支援等事業は、子育てに困難を抱える世帯等の増加を背景に、新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備するための支援として、国の安心こども基金を活用する新規事業で、子育て負担軽減やそのための施設整備等を実施する市町村に対する助成でございます。

43ページをお願いいたします。

5の(1)保育士人材確保事業は、保育士の再就職支援や市町村が行う保育士の補助者の雇い上げ助成等に対する助成経費でございます。

(3)の予備保育士確保促進事業は、年度の途中で増加する待機児童解消を図るため、年度当初からあらかじめ多めに保育士さんを雇用する施設に対し、その経費を市町村とともに助成するものでございます。

続きまして、44ページをお願いいたします。

上段の児童措置費で174億425万円余を計上しております。

右側説明欄を御覧ください。

子どものための教育・保育給付費につきましては、保育所、認定こども園等への給付費の県負担分でございます。

次に、下段の児童福祉施設費では13億3,123万円余をお願いしております。

右側説明欄2の(1)特別保育総合推進事業は、延長保育や障害児の受入れのための施設改修等の経費について助成するものです。

45ページをお願いいたします。

下段の公衆衛生総務費で12億6,193万円余をお願いしています。

次の46ページの右側説明欄を御覧ください。

3、母子衛生費の先天性代謝異常等検査は、公費検査として国が定める20疾患に加え、今年度から全国で初めて開始した3疾患分の拡大スクリーニング検査の費用助成を行うものです。

47ページをお願いいたします。

6の(1)女性のケア事業は、妊娠や出産などに伴う女性の心身の悩みについて相談体制を整備するほか、妊婦の新型コロナPCR検査費を助成するものです。

48ページをお願いいたします。

右側説明欄、(5)の少子化対策総合交付金事業は、結婚、妊娠、出産等の支援に少子化対策として取り組む市町村の経費を助成するものです。

7の子供医療費助成は、これまでの議場における議論等を踏まえ、乳幼児、医療費助成を、通院分は小学校就学前まで、入院分は中学3年生まで拡充するものでございます。

また、最下段、私学振興費では8億3,526万円余を計上しております。

(1)私立幼稚園特別支援教育経費補助は、障害児を受け入れる私立幼稚園や認定こども園に対し、特別支援教育に係る経費を助成いたします。

続きまして、49ページの右側説明欄を御覧

ください。

(3)の私立幼稚園経常費助成費補助は、私学助成型の補助金で運営する幼稚園に対し、経常的経費について助成するものでございます。

最下段ですが、合計で254億6,756万円余をお願いしております。

子ども未来課は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岩村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

説明資料の50ページをお願いいたします。

主なものを御説明いたします。

中段の社会福祉施設費の説明欄をお願いいたします。

1、女性相談センター費として、5,309万円余を計上しております。

主には、DV対策に係る相談支援、一時保護等に要する経費でございますが、(2)DV対策強化事業では、SNS相談やアウトリーチ支援等の先進的な取組を行う民間シェルター等への支援に新たに取り組むこととしています。

また、51ページお願いいたします。

上段の説明欄、(4)困難な問題を抱える女性支援事業は、令和6年4月施行予定の困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に規定されている基本計画の策定に要する経費を計上しております。

下段の児童福祉総務費は、5億6,038万円余をお願いしております。

主な内訳を御説明いたします。

説明欄3の(1)こんにちは赤ちゃん事業費補助事業は、市町村が行う乳児全戸訪問等に要する経費への助成でございます。

次の52ページをお願いいたします。

説明欄の(3)は、不登校やひきこもりなど困難を有する若者とその御家族の相談に応じる子ども・若者総合相談センターの運営に要

する経費、(5)の社会的養護自立支援事業は、高校卒業などにより児童養護施設等を退所する子供たちの自立支援を行うコーディネーターの配置等に要する経費でございます。

続きまして、53ページをお願いいたします。

説明欄、(6)の子育て家庭支援事業は、今年度は、6月と9月の増額補正予算により事業を実施しておりますけれども、安心こども基金を活用して、困難を抱えた妊産婦等への居場所提供を支援、または子ども・子育て支援の基盤整備等を行う市町村への支援、こういったものを行う経費といたしまして3億2,401万円余をお願いしております。

下段の児童措置費につきましては、74億5,800万円余をお願いしております。

予算額の大きなものは、まず、1の(1)児童養護施設や里親委託に係る措置費といたしまして、約29億円を計上しています。

次の54ページをお願いいたします。

説明欄の最下段、3の児童手当費につきましては、中学生までの児童を対象に市町村が支給する児童手当に対する交付金で、約42億円を計上しております。

続きまして、55ページをお願いいたします。

母子福祉費といたしまして、18億6,414万円余をお願いしておりますが、主には、独り親家庭への支援に係る経費でございます。

説明欄1の(2)ひとり親家庭等支援事業は、独り親の方への就業相談や就業のための資格取得等に対する支援に要する経費でございます。

(4)の子どもの貧困対策推進事業は、主には、子ども食堂等を支援する市町村への助成でございますが、これまで、コロナ禍における物価高騰対策の緊急支援として、県が直接個々の子ども食堂に対し、コロナ対策に要する経費等の支援を実施してまいりましたが、この事業のスキームを見直して実施すること

としております。

次の56ページをお願いいたします。

最上段の(5)子ども食堂等応援事業は、子ども食堂の安定的な運営等を支援するコーディネーターの配置や子ども食堂運営者を対象とした講習会などの実施に要する経費でございます。

説明欄3の児童扶養手当支給事業費は、独り親世帯等に対する児童扶養手当の支給に要する経費で、県は、町村にお住まいの方の分を支給いたしますが、約16億円を計上しております。

4のひとり親家庭等医療費は、市町村が実施する独り親家庭に係る医療費助成事業に対する県の助成で、1億201万円余を計上しております。

57ページをお願いいたします。

児童福祉施設費について、16億3,271万円をお願いしております。

今年度から取り組んでおります説明欄1の(3)子どもの権利擁護推進事業や(4)のヤングケアラー支援体制強化事業につきましては、令和5年度も引き続き取り組むための予算をお願いしております。

続きまして、58ページをお願いいたします。

説明欄の(5)児童養護施設等の高機能化・多機能化推進事業は、新規事業でございますが、児童養護施設等による高機能化、多機能化に向けた先進的な取組に対する助成を行うものです。

説明欄2の(2)清水が丘学園整備事業でございますが、県立の児童自立支援施設、清水が丘学園につきまして、入所児童が生活する児童棟の建て替え工事費として、8億6,083万円をお願いしております。

清水が丘学園につきましては、建築後40年以上が経過して老朽化が著しく、また、機能面の課題も多いことから、全面的な改築に向けて、令和2年度に基本計画を策定して、現

在取り組んでおります。

当初の計画では、総事業費が約22億円、事業期間を令和8年度までとしておりましたが、施設が高台にあることなどから、安全対策の追加、造成工事が必要になったことと併せまして、昨今の物価高騰の影響により事業費がかさむこともありまして、計画を見直して、総事業費が約32億円、事業完了を令和11年度と見込んでおります。

続きまして、3の児童相談所費でございますが、主に児童相談所における児童虐待やその他の相談等への対応に要する事業費になります。

主なものを御説明いたします。

次の59ページをお願いいたします。

説明欄に記載の(4)子ども虐待防止総合推進事業は、主に児童相談所における体制強化と支援の充実に要する経費でございます。

また、(5)の児童家庭支援センター事業は、地域において児童相談対応を行い、児童相談所の機能を補完し、一方で、市町村を支援する役割を担っている、県下に7か所ございますが、この児童家庭支援センターの運営に要する経費でございます。

(6)の里親推進事業は、主に新たに里親に登録いただける方のリクルートや現在子供の養育をお願いしております里親さんのフォローアップを民間委託により行う経費でございます。

次の4、児童一時保護所費でございますが、児童の一時保護に要する経費として、1億763万円を計上しております。

次に、60ページをお願いいたします。

5の(2)児童養護施設等人材確保・育成事業につきましては、児童養護施設等の人材確保の支援として、資格を持っていない方を雇用し、資格取得までの間の経費を助成するため、4,080万円をお願いしております。

以上、資料の最下段に記載のとおり、子ども家庭福祉課の令和5年度一般会計当初予算

といたしましては、総額115億6,879万円余をお願いしております。

続いて、61ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

母子家庭等の児童の身元保証につきましては、条例に基づく身元保証契約に伴う損害賠償を担保するための債務設定をお願いするものです。

子ども家庭福祉課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○米澤障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

説明資料の62ページをお願いいたします。

障がい者支援課の令和5年度当初予算につきまして、主なものを御説明いたします。

まず、障害者福祉費で173億1,500万円余を計上しております。前年度と比べまして3億5,300万円余の減額となっているところでございます。

主な事業といたしましては、説明欄1、障がい者扶助費の(3)障害福祉サービス費等負担事業でございまして、障害福祉サービスの利用に係る県4分の1の負担金でございます。

次のページをお願いいたします。

62ページの2、障がい者福祉諸費の63ページに参りまして、(2)の市町村地域生活支援事業でございしますが、こちらにつきましては、市町村が行う相談支援や手話通訳者派遣などの障害者の地域生活支援に係る事業への助成でございます。

一番下の(6)感染防止に配慮した障害福祉サービス等提供体制確保事業は、障害福祉サービス事業所等で新型コロナウイルス感染症が発生した場合などに要するかかり増し経費の補助等を行うための経費でございます。

次の64ページをお願いいたします。

一番上の3、障がい者福祉施設整備費は、社会福祉法人等が行う施設の改修などに要す

る整備費に対する助成でございます。

飛びまして、一番下の6、重度心身障がい者医療費は、市町村が行う重度心身障害者への医療費助成に対して、その一部を助成するものでございます。

次のページをお願いいたします。

65ページ中段の8、発達障害者福祉費の(2)発達障がい者支援医療体制整備事業は、発達障害児者支援の医療提供体制整備に要する経費でございます。

駆け足で恐縮ですが、66ページをお願いいたします。

上段の児童措置費では58億6,900万円余を計上しております。前年度比で6億7,000万円余の増となっておりますが、その主な要因といたしましては、説明欄1の児童扶助費の障害児施設給付費等支給・障害児施設措置事業でございまして、放課後デイサービスなどの障害児サービスに係る利用見込額の増によるものでございます。

下段の児童福祉施設費では14億400万円余を計上しております。前年度比で1億9,700万円余の増となっております。増額の主な要因といたしましては、次のページをお願いいたします。

説明欄上段の(2)こども総合療育センター管理運営費でございしますが、これは、宇城市松橋にありますこども総合療育センターの運営経費でございまして、空調設備の改修、照明のLED化及びナースコールの更新に要する経費の増によるものでございます。

次に、中段の公衆衛生総務費では3億600万円余を計上しております。

主なものといたしましては、説明欄2、保健医療推進対策費の医療施設近代化施設整備事業でございまして、精神科病院が行う療養環境の改善のための2件の病棟建て替えに要する助成でございます。

次に、下段の精神保健費では3億2,200万円余を計上しております。

説明は、次の68ページをお願いいたします。

主なものといたしましては、説明欄の(4)自殺予防等対策推進事業の事業費を計上しております。

これは、新型コロナによります影響等を踏まえまして、電話相談やSNS相談の充実など、相談支援体制の強化を図ることとしております。

飛びまして、次のページをお願いいたします。

説明欄下段の病院事業会計繰出金でございますが、地方公営企業法に基づく県立こころの医療センターへの繰出金として10億9,500万円余を計上しております。

以上、障がい者支援課の令和5年の当初予算といたしまして、総額263億2,600万円余を計上しております。

続きまして、資料の70ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定を1件お願いしております。

先ほど御説明いたしましたことも総合療育センター整備事業でございますが、老朽化に伴います空調設備の改修ですとか、照明のLED化改修の事業につきまして、外来棟や生活医療棟など6棟の大規模な整備が必要でございます。工期が2か年にわたるため、1億4,400万円余の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

障がい者支援課の説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○阿南医療政策課長 医療政策課です。

71ページをお願いします。

主な事業を説明いたします。

公衆衛生総務費では65億2,375万円余をお願いしております。

説明欄1、保健医療推進対策費、(3)の医療施設等施設・設備整備費は、医療機関の機

能強化のための整備に対する助成です。令和5年度は、施設整備は7、設備整備は16施設を予定しています。

次に、(4)の医師確保総合対策事業は、医師確保対策に要する経費です。その対策の一つ、医師修学資金は、将来地域医療を担う医師を確保するため、卒業後、知事が指定する医療機関で、一定期間、義務年限を勤務すれば返還を免除することを条件に、令和5年度は33人の熊大医学部の地域卒学生へ貸与するものです。

なお、令和5年度の義務年限地の医師は、61人で、うち34人が熊本市以外の医療機関で勤務予定です。

72ページをお願いします。

(5)の自治医科大学経常運営負担金は、同大学への負担金ですが、令和5年度の本県出身在学生は15人を予定しています。卒業後、知事が指定する僻地診療所等で一定期間勤務することを条件としており、令和5年度の義務年限地の医師は、22人となります。

(8)のへり救急医療搬送体制推進事業は、熊本赤十字病院が行うドクターヘリ運営費等に対する助成です。令和3年度の出動件数は574件で、県防災消防ヘリと相互補完しながら、重篤救急患者のへり搬送を担っております。

73ページをお願いします。

(10)の地域医療等情報ネットワーク基盤整備事業は、県医師会が行うICTを用い、診療等情報を共有するくまもとメディカルネットワークの構築に要する経費への助成です。令和5年度は、待ち受けで191施設分の構築を見込んでおります。

なお、本年2月末現在、本ネットワークへの参加県民数は、8万8,468人、参加施設数は、810となっております。

(12)の病床機能分化・連携推進事業は、地域医療構想に基づき、複数の医療機関における病床機能再編のための計画策定や必要な施

設整備などに対する助成です。施設整備は、天草市立4つの病院と宇城市民病院などを予定しています。

74ページをお願いします。

(14)の病床機能再編支援事業は、地域医療構想に基づき、将来の医療需要の減少等を踏まえ、過剰と見込まれる病床機能の病床再編や減少を地域調整会議での合意の下行う際の助成です。令和5年度は、待ち受けとして159床分を見込んでおります。

(15)の医療勤務環境改善支援事業は、医療機関の取組の支援を行う医療勤務環境改善支援センターの運営に要する経費や、医師の労働時間短縮に向け、地域の中核病院、令和5年度は、5つの病院による医師事務作業補助者の雇用などを行う際の助成となります。

75ページをお願いします。

2の母子医療対策費、周産期医療対策事業は、周産期母子医療センターを担う熊本市民病院及び福田病院の運営費に対する助成です。

次の熊本大学病院等が行う周産期医療連携体制の強化に要する経費の助成は、新規事業となりますが、これは、産科医の減少などを踏まえ、地域の産科診療所をかかりつけとするハイリスク妊婦の情報を熊大病院などの周産期母子医療センターでも日常的に把握、共有し、急変時の搬送の際に円滑な対応ができるよう、くまもとメディカルネットワークを活用し、情報連携の強化などを行うものです。

76ページをお願いします。

4の地域医療介護総合確保基金積立金は、当該基金を活用する全60事業の実施に必要な額及び基金の運用益を積み立てるものです。

2段目の予防費は、新型コロナ対応経費ですが、407億85万円余をお願いしております。

説明欄1、感染症予防費、(3)の新型コロナウイルス感染症入院医療機関設備整備事業

は、入院患者を受け入れる医療機関の設備整備に対する助成です。既存の57の受入れ医療機関における個人防護具の購入費などを見込んでおります。

77ページをお願いします。

(4)の新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業は、医療機関が保健所の要請により入院患者を即受け入れるため病床を確保した場合などに空床補償として助成するものです。現在の最大確保病床が1,131床ですので、これまでの実績を踏まえ、その6割程度が空床となるなど見込み、予算を計上しています。

最下段の医務費では2億3,853万円余をお願いしておりますが、78ページをお願いします。

2のへき地医療対策費では、12の僻地診療所と4つの僻地医療拠点病院を対象に、(1)では運営費に対する助成、(2)では施設、設備整備に要する経費に対する助成となります。

次に、3の歯科行政費の歯科医療確保対策事業は、県歯科医師会が口腔保健センターにて行う障害児者への歯科診療に要する経費に対する助成です。令和3年度の同センターの診療件数は、3,966件となっております。

また、後段、歯科衛生士の確保、定着に要する経費の助成は、新規事業となりますが、これは、高齢化の進展に伴い、在宅歯科診療のニーズ等が高まり、一層の歯科衛生士の確保を図るため、県歯科医師会が県歯科衛生士会と連携し、確保策として学生向けの職場体験の実施や潜在歯科衛生士の復職支援を、定着策として歯科診療所管理者向けに衛生士の離職防止研修会の開催などを予定しております。

79ページをお願いします。

保健師等指導管理費では4億5,327万円余をお願いしております。

説明欄1、看護行政費、(2)の看護師養成

所等運営費補助事業は、県内11の養成所の運営費に対する助成です。助成している養成所全体の令和4年3月卒業生の県内就業率は、82.2%となっております。

説明欄2、看護師等確保対策費、(1)の看護職員確保総合推進事業は、看護職員のキャリアアップ支援に要する経費でございます。令和4年度からの取組として、看護職の資質向上を目的に、熊大病院と15の地域医療拠点病院間で看護職相互研修を通じたキャリア形成支援を行う県看護職キャリア支援センターの運営費を助成しております。令和4年度は、熊大病院と4つの拠点病院間で相互研修を実施しており、令和5年度も継続の予定です。

80ページをお願いします。

(3)の医療従事者勤務環境改善推進事業は、勤務環境改善に取り組む医療機関の助成となります。院内保育所の運営費への助成は、25病院に対し、また、ICT化などの省力化に資する整備費への助成は、5病院を予定しております。

以上、最下段の課計のとおり、医療政策課の令和5年度の当初予算合計は、482億4,799万円余となります。

続きまして、81ページをお願いします。

債務負担行為の設定です。

医師修学資金貸付については、熊大医学部地域枠学生へ卒業までの6年間、入学金、授業料のほか、生活費相当額として月額7万5,000円を貸与いたします。今回の債務負担行為の設定では、令和5年度の入学者定員8名に係る2年生から6年生までの間の各年度の貸付金を計上しています。

医療政策課の説明は以上です。御審議のほどよろしくをお願いします。

○池永国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

資料の82ページをお願いします。

上段の国民健康保険指導費で71億4,282万円余を計上しております。前年度比で3億5,725万円余の減となっております。

主な事業について説明いたします。

説明欄をお願いいたします。

3、国民健康保険制度安定化対策費の国民健康保険保険基盤安定等負担金でございますが、これは、市町村国保の財政安定化を目的として、市町村が低所得世帯に対して行う保険料(税)の軽減等に要する費用の一部を県が負担するもので、70億3,726万円余を計上しております。

続きまして、同じページの下段をお願いします。

公衆衛生総務費で309億8,260万円余を計上しております。前年度比で3億3,746万円余の増となっております。

増額の主な理由について説明いたします。

83ページをお願いします。

説明欄2の後期高齢者医療対策費について、団塊の世代の加入により後期高齢者被保険者数が増加することに伴い、(1)後期高齢者医療給付費負担金、(2)後期高齢者医療高額医療費負担金について、県の法定負担金が増加するためでございます。

次の84ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計繰出金で116億1,564万円余を計上しております。

これは、国民健康保険法に基づく県の法定負担金として、一般会計から国民健康保険事業特別会計へ所要額を繰り出すものでございます。算定対象となる保険給付費等の増額に伴いまして、前年度比で1億1,594万円余の増を見込んでおります。

以上、一般会計として、497億4,107万円余を計上しております。

国保・高齢者医療課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いします。

○岡健康づくり推進課長 健康づくり推進課

でございます。

説明資料の85ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費で74億3,108万円余をお願いしております。

主な事業について御説明いたします。

まず、説明欄2の衛生諸費、軽症者等療養支援体制整備事業は、新型コロナウイルス感染症の軽症者等が宿泊療養を行うために必要な施設の運営に要する経費でございます。

次に、説明欄3の健康づくり推進費で2億9,373万円余を計上しております。

主なものとしましては、(1)の健康増進計画推進事業は、第4次くまもと21ヘルスプランに基づきます啓発事業など、県民の健康づくりの推進に要する経費でございます。

(2)の健康長寿推進事業は、県民の健康寿命の延伸のため、健康づくりの意識の醸成や企業、団体への健康経営の推進に要する経費でございます。

86ページをお願いいたします。

(3)の糖尿病発症・重症化予防対策支援事業は、熊本大学病院にコーディネーターとなります特任助教を配置し、糖尿病の発症や重症化予防のため、医療スタッフの養成や2次医療圏ごとの保健医療連携体制の整備に要する経費に対し助成するものでございます。

(5)の歯科保健推進事業は、市町村への指導や助言、人材育成等を行います熊本県口腔保健支援センター設置運営、フッ化物洗口によります虫歯予防対策など、県民の歯と口腔の健康づくりの推進に要する経費でございます。

87ページをお願いいたします。

(8)のがん診療施設設備整備事業は、がん診療に必要な設備の整備に要する経費で、令和5年度は8医療機関を予定しております。

(9)の緩和ケア提供体制発展事業は、緩和ケアに関する医師や看護師等の人材育成及び体制整備に要する経費の助成でございます。

(10)のがん相談機能発展事業は、各拠点病

院に配置されましたがん相談員を対象とした研修の実施やがん患者の支援体制に要する経費でございます。

88ページをお願いいたします。

(11)の医科歯科病診連携発展事業は、県歯科医師会に委託し、がん診療における医科歯科連携を推進するための歯科医師や歯科衛生士の研修等に要する経費でございます。

(12)のがん患者妊よう性温存治療費助成事業は、がん患者ががん治療により妊娠する力、いわゆる妊孕性が低下する可能性がある場合に、卵子や精子の凍結保存等の治療を受ける際に要する費用の助成でございます。

89ページをお願いいたします。

(14)の健康食生活・食育推進事業は、第3次熊本県健康食生活・食育推進計画に基づきます県民の健康な食生活や食育の実践を推進するための普及啓発や人材育成、食環境整備に要する経費でございます。

90ページをお願いいたします。

6の原爆被爆者特別措置費は、放射能の影響で病気等の状態にあります原爆被爆者の方に対し、手当等の支給を行うものでございます。

7の難病対策費です。

(1)の指定難病医療費は、難病法に基づく医療費の公費負担でございます。

91ページをお願いいたします。

予防費につきまして、1,370万円余をお願いしております。

説明欄1のハンセン病事業費は、ハンセン病に対する正しい理解の啓発及びハンセン病回復者やその御家族の社会生活に関する相談対応や支援を行います熊本県ハンセン病問題相談・支援センターの設置、運営に要する経費でございます。

次に、国民健康保険事業特別会計繰出金で2億8,755万円余をお願いしております。

これは、市町村が実施します特定健診の実施等に必要な経費につきまして、国保特別会

計へ繰り出しするものでございます。

以上、健康づくり推進課では、最下段、一般会計予算としまして、77億3,234万円余をお願いしております。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○樋口薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

説明資料の92ページをお願いいたします。

まず、公衆衛生総務費で32億2,550万円余をお願いしております。

右の説明欄の1、衛生諸費は、新型コロナウイルス感染症の軽症者等が宿泊療養を行うために必要な宿泊施設の借り上げに要する経費でございます。

次に、2の保健医療推進対策費、(1)の移植医療推進普及啓発事業は、臓器移植コーディネーターの設置及び臓器移植の普及啓発等に要する経費でございます。

(2)の臓器移植院内コーディネーター連携構築事業は、県内の臓器移植院内コーディネーターの養成に要する経費でございます。

93ページをお願いいたします。

上段の生活衛生指導費について、3,464万円をお願いしております。

右の説明欄の1、生活衛生対策費ですが、(1)の生活衛生環境確保対策事業は、理容所、美容所、旅館等の生活衛生営業施設の開設許可及び衛生水準の維持管理状況の確認及び監視指導に要する経費でございます。

(2)の住宅宿泊事業適正運営確保事業は、住宅宿泊事業法に基づく事業者からの届出の受理、指導監督等に要する経費でございます。

2の生活衛生営業指導費は、生活衛生営業指導センターに対する運営費及び同センターが行います衛生管理や経営に関する相談事業に要する経費について助成するものでございます。

次に、94ページをお願いいたします。

薬務費で1億853万円余をお願いしております。

右の説明欄2、薬務行政費ですが、(1)の薬事許認可事業は、薬局、医薬品販売業者等の許認可、監視指導及び講習会等による周知並びに薬事審議会等に要する経費でございます。

(3)の医療物資供給支援事業は、新型コロナウイルス感染症に対応するため、医療機関等にマスクや消毒液等の医療物資供給及び備蓄に要する経費でございます。

次のページ、(4)薬事試験実施事業は、毎年実施しております登録販売者試験及び毒物劇物取扱者試験に係る事務に要する経費をまとめた事業でございます。

(5)かかりつけ薬剤師・薬局機能強化及び普及啓発事業は、県薬剤師会が行いますかかりつけ薬剤師・薬局を推進するための薬局の機能強化及び県民への普及啓発について、地域医療介護総合確保基金を活用して助成するものでございます。

(6)の骨髄移植ドナー助成支援事業は、市町村が行う骨髄移植ドナーへの助成事業に要する経費について助成するものでございます。

以上、薬務衛生課の当初予算といたしまして、総額で34億6,763万円余をお願いしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岩本浩治委員長 次に、議案第35号の説明をお願いいたします。

○岩村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

議案第35号、熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計について御説明をいたします。

資料96ページでございます。

この貸付金は、独り親家庭等に対し、子供の修学資金や生活資金等の各種貸付けを行う

ものです。

説明欄1の貸付金といたしましては、近年の貸付実績額等を踏まえて積算し、8,901万円余を計上しています。

説明欄中段の国から元金へ借り入れた分の償還金及び下段の一般会計への繰出金と合わせまして、令和5年度当初予算の総額といたしましては、最下段に記載のとおり、9,461万円余をお願いしております。

続いて、資料97ページをお願いいたします。

この特別会計の債務負担行為の設定でございます。

例えば、高校、大学等への修学のための資金など、年度を越えた貸付けが必要な場合がございますので、令和6年度以降の債務設定をお願いするものでございます。

子ども家庭福祉課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○岩本浩治委員長 次に、議案第48号の説明をお願いします。

○池永国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

資料の98ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計でございます。

国民健康保険運営費で1,919億7,233万円余を計上しております。前年度比で1億3,176万円余の減となっております。

説明欄をお願いします。

主な事業について説明いたします。

まず、1、国民健康保険保険給付費等交付金でございますが、これは、国民健康保険事業として市町村が保険給付に要した費用等について、県から市町村へ交付するもので、1,571億5,479万円余を計上しております。

続きまして、2、社会保険診療報酬支払基金納付金でございますが、これは、後期高齢者支援金をはじめとする社会保険診療報酬支

払基金に対する法定の納付金等で344億684万円余を計上しております。

99ページをお願いいたします。

一番下段でございますが、国民健康保険事業特別会計予算としまして、総額で1,919億7,233万円余を計上しております。

国保・高齢者医療課は以上でございます。御審議のほどをお願いいたします。

○岡健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

続きまして、100ページをお願いいたします。

説明欄1の健康づくり推進費の国保ヘルスアップ支援事業は、糖尿病予防に関する経費や特定健診未受診者対策のための研修、さらに医療費分析に要する経費でございます。

最下段、1億7,660万円余をお願いしております。

健康づくり推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○岩本浩治委員長 次に、議案第58号の説明をお願いします。

○木村子ども未来課長 子ども未来課でございます。

別冊資料、条例関係の1ページをお願いいたします。

議案第58号、熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

以下、条例案が掲載してございます。

少し飛びますけれども、10ページをお開きください。

10ページ、条例案の概要で御説明申し上げます。

まず、1の条例改正の趣旨でございますが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準という厚生省令の一部改正等を踏まえ、関

係する5本の条例の規定を一括で整備するものでございます。

2の内容でございますが、(1)の改正対象条例につきましては、アからオまでに記載の条例となっております。

(2)の主な改正内容としましては、保育園等の送迎用バスの乗降時における園児等の所在の確認やバスへの安全装置の設置を義務づける規定を上記アからエの条例に追加するほか、児童の安全確保のため、施設設備等の安全点検や園外活動時などの職員や児童に対する安全確保のための指導、職員への各種訓練や研修などを定める安全計画の策定を義務づける規定をア、ウ、エの条例に追加、また、民法における親権者の懲戒権に係る規定の削除に伴い、ア、ウ、エ、オの条例から関係規定を削除するものでございます。

3の施行期日は令和5年4月1日ですが、懲戒権に係る関係規定の削除に関しましては、この改正条例の公布の日から施行となっております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○岩本浩治委員長 次に、議案第59号の説明をお願いします。

○木村子ども未来課長 子ども未来課でございます。

引き続き、条例関係資料の11ページ、議案第59号、熊本県看護師等修学資金貸与条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

おめくりいただき、13ページの概要で説明いたします。

13ページ、熊本県看護師等修学資金貸与条例等の一部を改正する条例案の概要についてでございます。

1の条例改正の趣旨についてでございますが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法

律の整備に関する法律、この施行に伴い、関係法律に条ずれ等が発生したため、条例において、これらの法律からの引用規定等を整理するものでございます。

2の内容についてでございますが、以下の5つの条例について、引用する法律規定の条ずれ等を整理してございます。

3の施行期日は、令和5年4月1日となっております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○岩本浩治委員長 最後に、議案第70号の説明をお願いします。

○岩村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

資料は、こちら条例関係資料の14ページでございます。

議案第70号、権利の放棄について御説明をいたします。

次の15ページの概要で御説明をさせていただきます。

放棄する権利は、母子福祉資金貸付金債権の1件でございます。

これは、先ほど御説明いたしました特別会計の貸付事業になりますが、この権利を放棄する債権は、平成25年度に就職支度資金として貸し付けたもので、債権の内訳としましては、未償還金元金21万5,391円、利子6,475円、違約金200円の償還未済額合計22万2,066円及び未償還金元金に係る違約金の請求権でございます。

2の権利の放棄を行う理由につきましては、貸付けの相手方の自己破産により、この債権の免責が確定し、また、連帯保証人もいらっしゃらなかったものですから、今後回収の見込みがないと判断し、権利の放棄をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよ

ろしくお願いいたします。

○岩本浩治委員長 続きまして、病院局の審査に移ります。

まず、病院事業管理者から総括説明を行い、続きまして、付託議案等について、担当課長から説明をお願いします。

初めに、渡辺病院事業管理者。

○渡辺病院事業管理者 病院局でございます。

今回提案しております議案の概要説明に先立ちまして、こころの医療センターの運営状況について御報告申し上げます。

当センターでは、一昨年度来、精神科専門の対応が必要な新型コロナウイルス感染症に係る重点医療機関として、最大で12床の病床を確保し、これまでに200人を超える患者を受け入れてきました。

一方で、コロナ患者の受入れ体制を確保、維持していくためには、一般患者の入院を制限せざるを得ず、センター全体では、今年度の入院患者数は、昨年度に続き、1割程度減少している状況でございます。

このように、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている状況ではありますが、引き続き、健全で安定的な病院経営に努めるとともに、県内精神科医療のセーフティネットとしての役割をしっかりと果たしてまいります。

それでは、今回提案しております議案第53号、令和5年度熊本県病院事業会計予算について御説明いたします。

まず、収益的収支では、こころの医療センターの管理運営に要する経費17億2,000万円余、また、資本的収支では、設備の更新等に係る経費4億100万円余、合わせて21億2,200万円余をお願いしております。

詳細につきましては、総務経営課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願

い申し上げます。

○岩本浩治委員長 引き続き、担当課長から議案第53号の説明をお願いいたします。

○川上総務経営課長 病院局総務経営課でございます。

予算関係資料にお戻りいただきまして、101ページをお願いいたします。

病院事業会計について御説明いたします。

まず、表の左側の収益的収支を御覧ください。

収入につきましては、年間患者数等から算定した医業収益と一般会計から繰り入れさせていただいております負担金などで17億2,658万円余を見込んでおります。

支出につきましては17億2,098万円余をお願いしており、損益は559万円余の黒字を見込んでおります。

次に、表の右側の資本的収支を御覧ください。

収入につきましては、企業債の償還に対する一般会計負担金で2億2,619万円余を見込んでおります。

支出につきましては4億117万円余をお願いしており、収支の差引きは、マイナス1億7,497万円余となりますが、これには例年どおり過年度分損益留保資金を補填することといたしております。

おめくりいただき、次の102ページをお願いいたします。

収益的支出についてですが、右の説明欄を御覧ください。

まず、1の医業費用につきましては、病院局職員の給与費や材料費、経費等を合わせて16億9,232万円余を、次に、2の医業外費用につきましては、企業債借入れの利息等に2,816万円余をお願いしております。

103ページをお願いいたします。

資本的支出についてです。

説明欄1の建設改良費につきましては、施設整備や機械備品の購入等で3,834万円余を、2の企業債償還金につきましては、元金分の償還金で3億5,782万円余をお願いしております。

病院局からは以上でございます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○岩本浩治委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○藤川隆夫委員 沼川部長の総括説明の中にありました点で、2点だけちょっとお伺いしたいと思います。

まず1点目は、新型コロナウイルス感染症、5月8日から5類になります。その中で、ウィズコロナで経済的な活動も盛んにやっていくということに関しては全然いいと思っているんですけども、ただ、医療現場、介護現場、福祉現場においては、たとえ5類になったとしても、その対応としては、ほぼ変わらない状況が恐らく続くと思います。

そのような中で、この総括説明の中にありましたこの入院調整に関しまして、今行政は少し関与していると思いますけれども、これを医療機関同士という話に、恐らく国はしろという話になってくると思うんですけども、やっぱり現場の話でいくと、コロナにかかるとなかなか入院できないという、やっぱり軽視される場合が結構今でもまだ残っています。そういうふうなことを病院間同士でやっても、恐らく患者さんの押しつけ合いみたいな感じが恐らく出てくるというふうに考え

ております。

そういう場面においては、やはり行政というのが一部関与しなければいけないんじゃないのかなというふうに思っております。

だから、ある程度みんなが慣れてくるまでは、最低限でも行政が少し関わりながら入院調整というのをやっていくべきだろうというふうに考えておりますので、この部分、どういうふうに今後されるのかをお答えいただければと思います。

○阿南医療政策課長 医療政策課です。

今委員から、5月8日以降の5類移行後の入院調整についての在り方について御質問いただきました。

実は、金曜日、3月10日に政府が方針を決定いたしました。その中では、まだ詳細はこれから説明ということなんですけれども、基本的には、5月8日以降、軽症については、医療機関同士での入院調整という形が組み込まれています。重症と中等症につきましては、9月、秋頃まで行政の調整が続くと。秋以降については、その状態を見ながら、医療機関同士の調整に移行するというふうな文言が記されております。

ただし、その中身、移行については、先ほど藤川議員の御懸念の部分ももつともでございますので、国のほうとしては、県のほうに移行計画という名のものを4月中に策定なさいということをおっしゃっております。

その移行計画なるものが、これが患者さんと医療機関同士で受け入れていただくような調整という話になっていますので、ただ、その中身について、まだ十分情報が届いておりませんので、あした、厚労省から県に対して詳細な説明があると聞いていますので、その中の部分をよく聞いて、医療機関のほうで混乱しないような形で移行のほうを考えていきたいと思っています。

1つ、情報としましては、医療機関同士で

入院調整を行う場合については、診療報酬の加算があるという話もちよっと出ておりますので、この辺の制度設計、どのような形でやっていくのかというのをまず十分県のほうでもそしゃくして、円滑な移行というのができるような体制というのを組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○藤川隆夫委員 少し安心しまして、重症者の場合は、行政がある程度関与しながら入院につなげていくという話、軽症者の場合は、もう病院間同士でという話でありますけれども、軽症者の場合、恐らくもう自宅で見るだけの話になると思っておりますので、その部分はあんまり関係ないのかなというふうに思いましたけれども、どちらにしろ、軽症者が重症化することもあるわけであって、ただ、その部分に関しては、やはりきちっと行政も含めて関与しながらつないでいていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

すみません、あと1点いいですか。

あと、総括説明の中、2点目の中に人材確保とか環境改善の話がありました。これは、確かに、この医療、介護、福祉の現場での人材確保というのは、現状は大変今厳しい状況にあります。

そういう中で、環境改善、勤務改善やっていかなきゃいけない。その中で、働き方改革とこれは恐らくリンクしてくると思うんですけども、幾つかの事業の中でそういう話も今回出ておりましたけれども、この働き方改革とこれをリンクさせるためには、逆に言うと、現場での職員の数を増やさなきゃいけないような状況が出てくると思っております。

特に、今回コロナで経験したのは、配置基準どおりやっていたら業務が回らない、動かないという現状を私も経験しました。そういうふうなことが、当然コロナ禍の中で起こり

得るし、ほかの場面でも起こり得ると思っております。

そういう中で、今回こういう形で国が示されている、当然これは、勤務改善、環境改善やっていかなきゃいけない話なんですけれども、それに際し、じゃあどういう形で人員を確保していくのかという問題が出てきます。

それと、さっき言った働き方改革の問題が恐らくリンクしてくるというふうに考えておりますので、この部分をどういうふうな形で調整しながら進めていくのか。例えば、国に対して配置基準を見直してもらおうとか、そういうことをやると人員を増やすことは可能だと思っております。

ただ、人材自体が、現実問題、いないというもう1個の側面があります。これをどのような形で調整しながらやっていくような考えであるのか、もし指針等があるのであれば教えてください。

○阿南医療政策課長 医療政策課です。

働き方改革というお言葉が出ましたので、医師の働き方改革についての対応について御説明いたします。

医師の働き方改革としまして、令和6年4月1日から施行されます。この内容としましては、上限が年間960時間以内となっております。ただし、地域連携等を行う救急とかそういうふうな、担っている病院については1,860時間を上限とするという内容になっております。

これにつきましては、実態調査等を行ってございまして、今960時間超、連携B水準という項目があるんですが、その病院につきましては、県内で8つの病院がそのB水準のほうに移行すると聞いています。

この中で、手当てとしましては、なかなかその配置基準を変えるというのは難しい問題がございまして、今取り組んでいくこととしましては、医師の業務量の削減、減少という部

分がございます。

こちら、勤務医の働き方改革ということで、管理者はちょっと除かれるんですけども、勤務医の働き方改革ということで、例えば病院でいけば、看護職へのタスクシフトとか、医療職員のタスクシフトというのを進めておったりとか、あと夜間の勤務につきましては、宿日直基準をきちんと取るようにと。そうすると、夜勤務した場合、全て勤務時間になるわけじゃなくて、待ち時間、それについては宿日直基準を労働局のほうに申請していただいて取るということで、時間外の抑制をするという形になっております。

ただ、これもなかなか難しい。労働局も昔に比べたら前向きに対応していただけるということでやっておりまして、今県が県医師会に委託しています県の医療勤務環境改善支援センターのほうで、各病院を一個一個回しまして、状況どうですかと。手続を令和5年度中にしてしまわなきゃいけないということでございますので、その辺もしっかり伴走型で支援しながら働き方改革への対応というのをやっていこうと思っています。

医療政策課からの説明は以上でございます。

○藤川隆夫委員 今の話で、医師に関して分かりました。ただ、それ以外のパラメディカルの方々も、同じような状況に恐らくあると思います。特に介護、福祉の現場、本当にぎりぎりの配置基準で回していますので、様々なことがこれから起こってくると思います。それに対する手当てというのを、できれば、県として、ある意味調査もし、取りまとめもし、そしてその中で国に対してこの働き方改革を含めた、今言った配置基準もなかなか難しいと思いますけれども、その部分を含めた形で要望なり要請なりしていただければというふうに考えておりますけれども、何かありますか、その付近は。

○下村高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

まず、先生御承知のとおり、介護人材の確保というのは、やっぱり喫緊の課題ということになっています。介護のほうは、特に人材が少ないと。それで、国のほうはどちらかというと、現場の生産性を上げるということのほうに動いておりますし、介護の配置基準のほうも、どちらかというと、ロボットとかそういうのを導入すれば少し緩和すると。そちらのほうに今動いている方向で審議がされているようです。

県としましては、特に介護現場の人の確保というのは喫緊の課題だと思っていまして、ちょっと現状少し申し上げますと、実際に去年、令和2年度の介護職員の人数が発表されましたけれども、本県では3万2,396人となっておりまして、前年度よりも2%増加しています。これは、生産年齢人口が減っている中での増加ということになりますので、今までの施策が少しは実を結んできているのかなとは思っているところですが、ただ、それでも直近の推計では、2025年には約2,000人弱、2040年には約6,000人弱がやっぱり不足するという状況でございます。

それで、やっぱりどっちかということ、その取組をさらに加速するために、先ほどちょっと予算の中でも御説明しましたけれども、県としては、確保に向けて、まず実際に雇っていただく事業者の方々の取組を支援するために、補助金の拡大を行うということで今1つは考えております。

それは、今まで研修事業だけだったのを、対象を増やして、人材の確保とか定着とか、今言ったタスクシフトとかいうのもありますけれども、要は、業務を小分けにして、ほかのいろいろな方が入られるように環境づくりをするというようなことで人材を確保すると。

あと、地域のボランティアを入れるとか、そういう形で事業所の取組を支援する、もう一つは地域の取組も支援していきたいと、そういう形を考えているところです。

もう一つは、国もそうですけれども、現場の生産性を上げるために、ロボットとかICTの導入はやっぱり欠かせないもんですから、そちらのほうも、補助金額として2,000万円、今回は増額しているところでございます。

そんなことを踏まえて、まずは、人が足りないので、人を確保するためにどうしたらいいか、もしくは現場の生産性を上げるためにどうしたらいいかということをもまず考えていくことをやっていければと思っているところでございます。

○藤川隆夫委員 よく分かりました。なかなか難しい課題だろうと思いますけれども、特に介護現場は、最終的にはロボットが使える場所というのは限られています。基本的には、人対人になります。だから、そこはやっぱり人手がないと回らないという状況がありますので、今言った形で、確保に向けて様々な施策の中で、就労しやすい環境をつくっていくというのが大事になってくると思いますので、県の事業の中でやっていただければと思っていますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○岩本浩治委員長 ほかに。

○内野幸喜委員 48ページ、子ども未来課、子ども医療費の件。

これは、部長の総括説明の中でも触れられていましたが、今回県のほうが子供の医療費助成、通院費が就学前まで、入院費が中学校3年生までということで拡充することになります。

それで、これまで子供の医療費の助成を15歳までとしていた自治体が10ほどあったと思います。その後、それぞれの議会の中で、首長さんが18歳まで引き上げるとか表明された自治体もあったと思うんですが、県がこうやって拡大、拡充することによって、その自治体の状況をちょっと教えていただきたいんですけれども、どうなったかとか、どういう方針になっているのかとか。

○木村子ども未来課長 子ども未来課でございます。

今議員から御質問の件につきましては、一応私どものほうでも、市町村さんのほうにお尋ねをしているところではございます。市町村によっては、もう既に公表しておられるところもございまして、議会等がまだございしますので、その状況を踏まえてからというようにもございしますので、あまりはっきりと確定的に今現在申し上げられないところがあるんですが、ほぼ全ての市町村におかれまして、拡充をされたりとか、あるいは一部負担金を求められていたところについては、一部負担金のほうを廃止するというような形で、完全に拡充をするということができないようなところもあるというふうには伺っておりますけれども、何らかの取組をされるというふうには伺っております。

以上でございます。

○内野幸喜委員 県がこういう方針を示したときに、これは、1自治体だけが据え置くんじゃないかというちょっと報道がありましたけれども、あえてもう自治体名は言わないですが、そこはどうですか。

○木村子ども未来課長 子ども未来課でございます。

先生のお見込みのとおり状況まで、私もともしっかりと把握はしている状況でございます。

て、それ以上のお話では伺っておりません。

○内野幸喜委員 分かりました。いずれにしても、これまで、それぞれの自治体が負担していた分が、県が就学前まで、通院費が、入院費15歳までということになりましたので、その分は、各自自治体が負担していた分が浮くわけですね。だから、これはそれぞれの自治体の判断でしょうけれども、やっぱり子育て支援等に使うような形の、これは最終的には自治体が決めるんですけども、そういう誘導というか、そういったことも必要かなと思いますので、そういった形でお願いしたいというふうに思います。

それと、もう1点いいですか。

障がい者支援課、67ページ、こども総合療育センターの管理運営費ということで、大規模整備を行うと、空調であるとか照明等。これは債務負担行為の設定もされていますけれども、これは、私、実は去年も話したんです。

こども総合療育センターの隣に松橋東支援学校が所在しています。こども総合療育センターに入院というか、通院している子供たちが隣の松橋東支援学校に通うんです。一部違う病院から通われている生徒もいますけれども。そのときに、こども総合療育センターから松橋東支援学校へ通学するときに渡り廊下があるんですけども、これがもう外なんですね。

私、松橋東支援学校の先生だとか、こども総合療育センターの職員の方とも話したときに、やはりいろんな子供たちがいて、体温管理がなかなかできない子供もいると。そうしたときに、冬、非常に寒いときに、もうほぼ外を通っているような状況なんですね、渡り廊下。これが県の施設なのか、県というか、健福。それか、教育委員会なのかということころ、ちょっと分かれるところあると思うんですが、今回のこの大規模整備、6億3,200万

でありますが、それは、その渡り廊下の部分というのはどうなんですか。

○米澤障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

今内野議員御指摘の部分につきましては、今回の予算の中には入っておりません。議員御指摘のとおり、教育委員会等との調整に時間かかる部分でございまして、今回の中には入っていないというところでございます。

○内野幸喜委員 これはどっちが整備することになるんですか。やっぱり要するに、生徒、それから保護者、松橋東支援学校に通っている——そこは一緒と見るんですね。これは健康福祉部、これは教育委員会とは見ないんです。一体的な施設としてそこから通学しているわけですから、そういうふうに見るんですね。

だから、何でここを整備してもらえないのかというふうに多分思われると思うんです。その辺はどう整備する方向なのか、ちょっとまたお聞かせいただければなと思うんですが。

○米澤障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

今内野議員御指摘の部分につきましては、どちらの所管になるのかという話から申しますと、支援学校の建物ということになりますと教育庁の所管というところになりまして、なかなか我々としては手が出しにくいという状況でございます。

ただ、委員御指摘のとおり、その建物の一帯としては県の持ち物ということになりますし、御利用者さんはそういう目線で見るところも承知しておりますので、この点につきましては、教育委員会とも連携しながら、どういうふうな方針でいくのか、ちょっと具体にはまだ議論は進んでおりませんけれ

ども、当課としても、しっかり問題意識を持って、連携して方針を考えていきたいと思っております。

○内野幸喜委員 もうこれは要望で。

松橋東支援学校も相当古い建物なんですね、校舎自体が。さっき言ったように、こども総合療育センターから通学する生徒さん等のことを考えたときに、その渡り廊下の部分というのも、今後やっぱり本当に早急に考えていかないといけないと思いますので、教育委員会とも、この辺は早期にどういうふうな方向性にするかということも話し合っていたきたいと思いますので、そこのところだけよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○岩本浩治委員長 今の、要望で。

○内野幸喜委員 はい。

○米澤障がい者支援課長 内野委員の御要望、しっかりと承りましたので、調整してまいります。

○岩本浩治委員長 ほかに。

○前田憲秀委員 先ほど内野委員が言われた子供医療費、もう一回確認なんですけれども、拡充をされました、いいことです。前年比と金額でどれぐらい増額になっているんですか、今回5億7,500万ですけれども。

○木村子ども未来課長 子ども未来課でございます。

医療費、すみません、すぐに空で出ないのですが、約2億8,000万程度の増額になっていたかと思ひます。

○前田憲秀委員 先ほどのお話にもあったよ

うに、例えば熊本市は、今まさしく議会で中学生から高校生まで拡充をしますという議論がなされています。そしてプラス、お薬代はもうゼロにしますという話を聞いております。まさしくこの影響もあったんだと思うんですよね。

今まで我々もずっとこのことは言ってきたんですけれども、知事は、やはりその費用というか、予算の補填になるのは避けたいという趣旨のお話をしてきたんですよね。でも、まさしく今回、熊本市に限っては、このことが一つの私は原因だと思うんですけれども、拡充ができた。ただ、周辺の市町村によっては、もうもともと高校生までとか、それぞれ充実した医療費の政策もきちっとやっているところもあると思うんですよ。

これからしっかり私も議論していきたいんですけれども、そういうところは、例えば、こういったサービスができるようになったとか、県のこの拡充によってですね、そういうのはしっかりとやっていかれるんですよね、やり取りというか、見ていかれるんですかね。

○木村子ども未来課長 子ども未来課でございます。

すみません、周辺の市町村が、子供・子育て……。

○前田憲秀委員 いや、医療費に関しては、これまで充実していたところもあれば、いろいろ差があるわけですよ。最終的には、県民の子供、子育ての医療費というのは一緒がいいんでしょうけれども、今まで高校生までもう医療費は、うちは出していますというところもあったわけですね。そういうところは、また、プラスアルファの何らかの子供向けの医療費サービスが充実する、そういうやり取りは県がやっていくんですかということです。

○木村子ども未来課長 子ども未来課でございます。ちょっと失礼いたしました。

もともと、この子供医療費の拡充を検討する際に全市町村を回らせていただきまして、首長さん方とお話をさせていただいております。その際に、これからこどもまんなか社会の実現に向けて、子ども・子育て施策というのをさらに充実していく必要があると。

こういった状況の中で、県が仮に子供医療費を拡充するとした場合に、そういった余裕財源を活用しながら、さらなる子ども・子育て施策の拡充に取り組んでいただけることが可能かというようなところまで突っ込んでお話をさせていただいて、ほぼといいますか、全ての市町村さんから、それを県と一緒に取り組んでいきたいというようなお話をいただいたところでございます。

それで、今回の予算の拡充に踏み切ったというところがございます。実は今、先ほど内野委員からの御質問もございましたけれども、各市町村さんがどのような子ども・子育て施策の拡充に取り組んでいるのかということにつきましては、今照会をさせていただいている最中でございます。

先ほど申しあげましたように、市町村におかれては、まだ議会の最中であつたり、議会にこれから上げていくんだというようなところで、まだはっきりと確定的なことは申しあげられないところがあるんですが、それにしましても、様々な、例えば、子供医療費の拡充に取り組まれるところもございまして、保育料や給食費の無償化に取り組まれるところもございまして、それから放課後児童クラブの整備に取り組まれるところ、それから産後ケア事業、ここに力を入れられるところといったように、様々な施策に取り組んでいかれております。

1つは、子育てに不安や悩みを抱える家庭が増加して、児童虐待等も増加しているとい

うような状況もある中で、近年、母子保健法の改正とか児童福祉法の改正によって、妊娠したときから出産後、子育ての時期まで切れ目ない支援、よく聞かれるかと思うんですが、切れ目ない支援を行うということ、行政がこれを行うということが求められてきたんですけども、市町村におかれては、やはり財源に余裕がなくて、予算事業としては取り組めないと。現場の保健師さんたちが頑張っておられたといったような実態もございました。

そういったところに今後予算化が可能となっていくということができてくることで、きめ細やかな支援というのが実現していくのではないかとこのように期待しております。

すみません、現状では、まだ具体の事業名をあれこれ申し上げることはできないんですが、そういったところでの期待もかなりしているところでございます。

県としては、もう引き続き、市町村と一緒にやっていきたいと思っておりますので。

以上でございます。

○前田憲秀委員 ぜひお願いいたします。

これからしっかりまた話合いも進めていかないといけない。行く行くは、子供医療費に関して県民に差がないようにというのは私の基本的なまず意見でありますので、そこをまず重視して、先ほど言われた産後ケアとか様々ありますけれども、それはそれでまた別な予算で立てられるぐらいの気持ちで議論を進めていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

委員長、あと1点いいでしょうか。

同じ子ども未来課さんで、すみません。

42ページの(11)出産・子育て応援交付金、国の施策ですけれども、妊娠して5万円、出産して5万円。これは、たしか去年の4月まで遡ってオーケーじゃなかったかと思うんですけども、この支給の仕方とか周知とか、

そういうのはどうなっているのか分かりますか。

○木村子ども未来課長 子ども未来課でございます。

この事業につきましては、12月補正で予算の御承認をいただいて、市町村におかれては、これが市町村が事業主体になってございますので、要綱等を整備されているところにつきましては、既に開始をされているところもございますし、まだこれからというところもあるというふうに聞いております。

各市町村によって、若干このスピード等が違うものですから、今のところでは、もう市町村さんでの周知というところをお願いをしているところでございます。

1つは、妊娠をされたときに経済的支援と伴走型支援が始まるんですが、母子手帳を取りに必ず役場にいらっしゃいますので、その際に、漏れないように、市町村におかれて周知、手続を進める勧奨、そういったことをされているという状況でございます。

○前田憲秀委員 分かりました。母子手帳を取得されたとき、できれば漏れないようにしていただきたいなというのと、遡って4月以降の出産にも対象と聞いたもんですから、そういう方々にもぜひ周知の漏れないように、しっかり徹底していただきたいなと思っています。よろしくお願ひします。

○岩本浩治委員長 よろしゅうございますか。

○前田憲秀委員 以上です。

○高木健次委員 71ページなんですけれども、医療政策課、救急医療施設運営費補助で、救命救急センターのドクターヘリに係る添乗医師の確保等に要する経費とあります

が、1億4,000万。

非常にこれの医師の勤務というのは特殊な勤務だろうと思うんですね。普通、自分のところの病院で地域医療とかやるものと違って、ヘリコプターでやっぱり各、そういう救急に向かうということで、非常に今医師不足もありますよね。そういう中で、非常にこのローテーションを組んだり、どういうシステムになっているのかあんまりよく分かりませんけれども、当番制になってやっているのか、ちゃんときちんきちんと月、あるいは1か月、2か月、そういうきちんとしたローテーションなり組んで、この医師の確保というのをやっているのか、特に、今言ったように医師の不足ということで確保にも困難なところがあるのかなという感じがしますが、その辺はいかがですか。

○阿南医療政策課長 医療政策課です。

1の(1)の救急医療施設運営費補助についてのお尋ねでございます。

救命救急センターといいますのが、済生会熊本病院、熊本医療センター、熊本赤十字病院、この3つの病院でございます。こちらが24時間365日体制で、重篤患者の引受けをするということになっています。

こちらの救命救急センターについては、救急科というのがございまして、24時間365日前提に勤務時間のほうを割り振っておられますので、初動対応という部分ではできるのかなと思っています。

医師のほうも、熊本医療センターさんはちょっと厳しい時期があったんですが、そこはもう全員、医療機関、バックアップですね、体制組んでいるというふうに聞いております。

あと1点のヘリコプター添乗医師というのがございまして、こちら、ヘリコプター、ドクヘリとか防災消防ヘリに乗る際に、医師の保険適用になります。こちらにつきまして

は、病院間搬送、例えば、人吉地域で赤十字病院とか熊本医療センターに行かなきゃいけないというときには、ヘリコプターは、転院先のドクターを乗せて地域の病院に向かうという部分でございます。こちらが、やはり地域の病院では医療スタッフのほうも十分じゃないということもございまして、相当要望がございまして、搬送先の病院の医師が乗っていくというシステムを意思確認しておりますので、この辺は救命救急センターといえども、これから医師不足、厳しい状況が続くかもしれないので、この点はよく医師確保の問題につきましても、熊大病院が筆頭でございますので、そことうまく連携しながら対応、確保していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○高木健次委員 非常に大変な重要な分野かなと思います、ドクターヘリで命が助かる人がたくさんおりますから。その辺、勤務体制きちんとできているようですので安心しましたけれども、これからもドクターヘリの運営には非常に注意を払っていただきたいと。医師の確保も非常に困難なときもあったということですが、この辺も十分今から計画の中で組み立てていただきたいというふうに思います。

以上です。

○岩本浩治委員長 よろしゅうございますか。

そのほか、質疑ありませんでしょうか。

○山本伸裕委員 74ページ、私も医療政策課のほうでお尋ねをしたいんですけども、地域医療構想推進事業、先ほど御説明の中で、地域医療構想に基づいて159床削減の見通しというようなお話があったかと思っておりますけれども、この中で公的医療機関、公立病院はど

れぐらいあるんでしょうか。

○阿南医療政策課長 医療政策課でございます。

今回見込みとして立てておりまして、特段待ち受けということでございますので、内容につきましても、来年度以降、各病院が審査といたしますか、検討し、上げてきたものについて対応しようと思っております。これあくまでも159床というのが、年間当たり、これぐらいかなということで見込んだものでございまして、はい。

以上でございます。

○山本伸裕委員 一方で、公的医療機関436でしたか、厚労省が名指しをして、再編統廃合の対象にすると。診療実績が少ない公的医療機関を再編統廃合を進めるという計画は依然として存在しているかと思うんですね。だから、そういう点では、かなり公的医療機関、公立病院が病床削減の中心になりはしないかというふうに思うんですけども、それはどうですか。

○阿南医療政策課長 医療政策課でございます。

国の再検証対象団体というのが、熊本県内6病院でございます。牛深市民病院、熊本地域医療センター、これは民間でございますが、宇城市民病院、植木病院、小国公立病院、国立病院機構熊本南病院、この6つでございます。

こちらにつきましては、今年度中に再検証対応方針に関する再検証というのをいただきまして、全て業務完了しております。

牛深市民病院はもう前からやっておるんですけども、地域医療センターにつきましては、227床を204床に削減するという部分と、宇城市民病院につきましては、今度の4月1日に黎明会宇城総合病院のほうに無床診療所

として移行するというところで協議調っています。植木病院につきましては、31床の減少しながらも、回復期のほうを拡充するというところで協議が調っております。小国公立病院につきましても73床を65床にすると、8床の減をするといったところなんですけど、こちらにつきましても、地域に根差した医療を提供していくという話でございます。熊本南病院については、現行の医療体制を維持するというところでございまして、このとおりの病床削減しておりません。

このように、地域医療構想というのは、病床削減ありきではなく、地域の実情、自分たちの立ち位置、医療提供者、どういう形で対応していくのか、新型コロナウイルス、新興感染症の対応、医師の働き方改革の対応ということを十分捉まえて検討していただいて案を出していただく。そこで、地域の医療調整会議でございます。そこでたたいていただく、協議を行うということで合意を得たというところでございます。

厚労省からの宿題といたしますのは、この6団体、以上終わったところでございまして、来年度は外れますけれども、来年度につきましては、全ての医療機関、一般病床と療養病床を有する病院と診療所につきましては、対応方針ということで、自ら検証していただいて、地域医療構想調整会議で議論していくというようなスケジュールで取り組んでいこうと思っております。

以上でございます。

○山本伸裕委員 削減ありきではないというようなお話でしたけれども、今お話があったように、実際にそれぞれに検討していただいて病床を減らすところは減らしていくというような、そういう方向性が出ているのは明らかだと思うんですね。

それで、私、昨年総務省が出したガイドラインを見たんですけれども、持続可能な地域

医療提供体制を確保するための公的病院経営強化ガイドラインということで、要するに、コロナの感染拡大の際には、この公立病院が非常に中核的な役割を果たしたということで、改めて公立医療機関の機能、役割の重要性が認識されたということで、新たな、新興の感染症拡大のときの対応という観点をもって公立病院の経営を強化していくことが重要だというふうに指摘されているんですけども、この総務省のガイドラインは御存じですか。

○阿南医療政策課長 医療政策課です。

承知しております。

○山本伸裕委員 要するに、この感染拡大の対応ということを考えると、一定程度余裕を持たせた医療提供体制というのが必要じゃないかということじゃないかと思うんですけども、一方で、公的医療機関、診療実績が少ないところを再編統廃合の対象にしていくというようなことはどう両立していくのかなと。やっぱりその総務省のガイドラインをどう反映していくのか、それは新型コロナウイルス感染症という新たな事態を受けて、地域医療構想自体も、一定のやっぱり軌道修正が必要じゃないのかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○阿南医療政策課長 地域医療構想についてのお尋ねがございました。

地域医療構想というのは、将来、今のところ2025年の医療需要、入院患者の一定の基準に基づき推計いたしまして、その適切な病床機能を維持していこうということでつくっております。ということで、患者さんがやっぱり減ってしまうという現状の下、どう捉えていくのか、地域によってばらつきがあります。やはり伸びていくところと、やっぱりもう既に高齢者人口でさえも減っていくとこ

ろ、地域が熊本県内にございますので、その点をまず念頭に置かなきゃいけない。自分たちの市場といいますか、マーケットを各医療機関さんは考えなきゃいけないというふうに考えています。

次に、新型コロナウイルスの対応につきましては、今回、確かに公立病院について精いっぱい対応していただいたというところの働きぶりといいますか、貢献度は十分だと思っています。

ただ、そのために余裕を常に持っておきなさいという部分はちょっとやっぱり厳しい状況かなと思っていて、今回国のほうが新しい法律、感染症の改正法ができて、令和6年4月1日施行するわけなんですけど、まず、感染初期につきましては、まずは感染症指定医療機関がございまして、そこで対応すると。続きまして、地域医療支援病院とか熊大、特定機能病院とか、そういったところで、感染初期、始まった3か月間、そこで対応していく。次の3か月間につきましては、全病院という形になっています。

このように、一般医療と感染症の対応という部分をうまく強弱つけながら対応していくという部分で考えなきゃいけないのかなと思っています。

以上です。

○山本伸裕委員 課長も言われたように、コロナ感染の際には、かなりやっぱり重要な役割を果たしたと。

熊本の場合でも、やっぱり熊本市の救急搬送がもうパンク状態で、やっぱり地域の公的医療機関に搬送されたという事例もあったように、なかなかやっぱり今ぎりぎりの医療提供体制の下で民間の医療機関が精いっぱい頑張っているときに、こうしたやっぱり感染症拡大が起こったときに、どう医療崩壊を起こさずに住民の健康を守っていくのかというような点では、やっぱり公的医療機関の存在と

いうのが非常に重要だと思いますので、そういう点では、引き続き地域医療構想の中にも、こうした感染症拡大という事態を受けての公的医療機関の体制強化の在り方というような問題についても、検討をぜひ引き続きやっていただきたいというようなことは要望申し上げます。

それから、もう1点よろしいでしょうか。

82ページの国保・高齢者医療課の中で、市町村が行う低所得世帯の保険料軽減に関わる負担金というようなところで、前年度の予算と比較すると少なくなっているだろうというふうに思うんですけども、この理由は、どういう理由でしょうか。

○池永国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課です。

委員御質問の国民健康保険制度安定化対策費の中の基盤安定負担金についてですが、世帯の総所得金額によって7割、5割、2割の軽減があり、そのうちの県は4分の3を負担することになっております。

御質問のなぜ昨年度に比べて減額されているのかと申しますと、そもそも被保険者数が、団塊の世代が後期高齢者に移行することに伴いまして減少していることが主な原因だと考えております。

もう1点、被用者保険への移行も進んでおりますので、全体の被保険者が減少傾向にあるということに伴った減額です。

以上です。

○山本伸裕委員 令和5年度の標準保険料率で県の算定結果が発表されていますけれども、1人当たりの保険料が7.7%値上がりというようなことで、これは、もちろん市町村の保険料はこれから決まっていくんですけども、大変な事態になりはしないかということをすごく危惧しているんですね。

今でさえ保険料がもう払いたくても払えな

いというような悲鳴が上がっているような状況の中で、これからそれぞれのところでの保険料が引き上げられるというようなことになると、これは、今現実市町村で減免だとか、あるいは一般会計からの繰入れで保険料を抑えとか、そういう努力がやられているじゃないですか。そういったところは、どちらかというと、やりたくてやっているというよりも、被保険者の実態を考えるともうやらざるを得ないというような状況があっているんじゃないかと思うんですけれども、そういうことを考えると、令和5年度も、相当これは支援をやっていかないといけなくなるんじゃないかというようなことをちょっと私は思っているんですけれども、それはどうですか、考え方は共有できているんでしょうか。

○池永国保・高齢者医療課長 実際、1人当たりの医療費が上昇傾向にあり、先ほど申しましたように、被保険者数が減少しているという状況の中で保険料が上がっていくという傾向は見込んでおります。その中で、減額をされるという人数は減っていくとは思いますが、もし増加傾向になった場合は、県、国ともに、そこは2月補正で対応することになっておりますので、増加の場合は対応できると考えております。

以上です。

○山本伸裕委員 ちょっと確認したいんですけれども、県は、将来的には保険料統一というような方向を目指しているんじゃないですか。だから、もう一般会計からの繰入れはやめるとか、減額はやめるとかというようなそういう方向を結構市町村に対して言っているんじゃないかと思うんですけれども、今言われたことを踏まえるならば、市町村が繰入れであるとか、あるいは減免であるとか、そうしたことについては実情に応じてやっていただくのは構わぬというようなことでよろしいで

すか。

○池永国保・高齢者医療課長 将来的に県下の保険料を統一する方向については、現在検討しておりまして、その自由度については、保険料算定と納付金の関係、保険料の関係というのを現在市町村の皆さんと検討を進めておりますので、まだ具体的な、どこまで自由度が増すかとか、そういった状況は、まだこれからになってまいります。

以上です。

○山本伸裕委員 実際には、なかなか簡単にはいかないと思うし、国や県の意向を押しつけても、かなりやっぱり矛盾が大きくなると思いますので、そこはやっぱり被保険者であるとか、市町村の実態に寄り添って、柔軟にぜひ対応いただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○岩本浩治委員長 よろしゅうございますか。

ほかに。

○藤川隆夫委員 あと2つ、ちょっとすみません。

1つが、50ページのDV対策強化事業の中で、民間シェルターに対する助成等をやられるということになっておりますけれども、現状、このDVの状況が1つ。

もう一つは、今日は、DVに関しては、どっちかという、加害者というか、問題がある方々は結構しつこく追いかけます。そういうときに他県との連携はきちっとできているのかと。恐らく民間同士だから民間シェルター同士でやられているとは思いますが、その現状、どの程度県外に避難されているのかというのが分かればというのが1点です。

もう1点、続けて最初に言うておきます。

80ページの医療政策課で、医療従事者の勤務環境改善、先ほどからちょっと話している部分で、実際、院内保育、先ほど25施設やられているという話でありましたけれども、この運営状況というのは当然、ほぼ全て赤字状況で続いています。助成されているの大変ありがたいんですけども、やはりなかなか厳しい状況にあると。やっぱり職員を確保するために、赤字であっても、みんなこらえてやっています部分があります。そういう部分に関して、何か手だてがないのかなというふうに思っていますので、その付近が、答弁があるならお願いします。

○岩村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

DV対策強化事業でございますけれども、委員御指摘のとおり、DVに関しましては、コロナ等もございまして、懸念される部分があるというような状況でございました。

しかしながら、県の女性相談センターが相談を承っておりますけれども、DVに関する相談につきましては、令和3年度は676件と、前年度と、微増でございますけれども、ほぼ横ばいということで、今高止まりと言ってよろしいのかどうか、さほど劇的に増えているというところではございませんでした。

国がSNS等を活用して国が相談を受ける事業も始められましたので、相談先が分散したということはあるかと思えます。

相談を受けましたうち、必要に応じて一時保護等をしております。

一時保護の状況でございますけれども、令和3年度につきましては、平均的には16日ぐらゐを保護所のほうでお過ごしになられて、その間に、例えば、裁判のほうに出向く必要があれば同行支援を行い、手続を行い、または、生活保護等の必要があれば、そういった手続に同行して支援を行いということで、自立をしていただいている状況です。

○藤川隆夫委員 他県との関係。いや、例えば、熊本にいたらずっと追いかける可能性があるんで、場合によっては他県へ移動させなきゃいけない事例もあると思うんですね。それはどの程度あるか、ちょっと教えてもらいたい。

○岩村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

結果的には、母子生活支援施設ですとかに入所をさせていただいて、その母子生活支援施設について、他県の施設に福祉事務所が入所決定をするというようなことがございます。

ただ、委員、申し訳ございません。令和3年度、何件のうち何件県外かというところ、今ちょっとデータを……。

○藤川隆夫委員 後で全然構いません。了解です。

○岩村子ども家庭福祉課長 後で御報告申し上げます。

○阿南医療政策課長 医療政策課でございます。

院内保育所についての拡充の考え方あるのかという御指摘でございます。

この病院内保育所というのが、対象としましては、公立の院内保育所を除くというふうになっていまして、26年度以降、地域医療介護総合確保基金、それ以前は、国の補助事業ということでやっております、保育士1人当たり月額18万円を基準額とし、3分の2を上限に助成するという制度でございます。

なかなかこの補助制度についての見直し、確かに低いんじゃないかとかという御指摘があるんですけども、その辺はまた実態調査しないといけないのかなと思っておりますが、現行では、従来の補助基準額を使いなが

ら対応しているというところでありまして、そこはちょっと研究のテーマかなというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

○藤川隆夫委員 課長、分かりました。ただ、やっぱりこれは働き方改革ともつながってくるし、やはり職員の確保にもつながってくるので、医療現場、こういうことありますけれども、実は介護現場にも同じような話が今後出てくると思っていますので、それを踏まえて、広域に預けられるような考え、施設等含めて、もう保育園等は、地域に行くと、もうだんだん児童が減ってきていますので、それを利活用するとか、何かいろんな方法があると思いますので、ぜひお願いします。

以上です。

○岩本浩治委員長 ほかにありませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 それでは、ないようですので、ただいまから、本委員会に付託されました議案第33号、第35号、第48号、第53号、第58号、第59号及び第70号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○山本伸裕委員 33号及び48号については、挙手で採択をお願いします。

○岩本浩治委員長 33号、48号について反対の御意見ということでございます。

それでは、33号と48号が反対が出ましたので、一緒に採択をさせていただきます。

それでは、挙手をお願いしたいと思います。

（賛成者挙手）

○岩本浩治委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第33号、第48号は、原案のとおり

可決することに決定いたしました。よろしゅうございますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 それでは、33号、48号を除き、35号、53号、58号、59号、70号について、一括して採決いたしたいと思います。

原案どおり可決することに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 異議なしと認めます。よって、第35号外4件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

それでは次に、今回付託されました請第47号を議題といたします。

請第47号について、執行部から状況の説明をお願いいたします。

○井藤健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

請第47号について説明させていただきます。

まず、請願の趣旨ですが、物価高騰の中、令和3年度から2年連続で年金支給額が引き下げられ、年金だけでは生活できない年金受給者が生活保護受給を申請する例が増加し、地方財政圧迫の要因となっています。

このため、次の2点、まず1点目が、高齢者も若者も安心して老後を暮らせるよう、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額を改善すること、また、2点目、年金受給者となってからも現役時代の生活習慣をそのまま維持できるよう、現行の隔月支給から毎月支給に変更することについて、国に意見書の提出を求めるものでございます。

次に、公的年金制度についてですが、これは、基本的に日本国内に住む20歳から60歳の全ての人が保険料を納め、その保険料を年金として高齢者等に給付する仕組みでございます。

国の権限と責任において制度が運用されて

おり、毎年、20歳から60歳の現役世代や19歳以下の将来世代とのバランスに配慮した形で、年金額の改定が行われています。

このため、令和5年度の年金額改定に当たっては、前年の物価変動率を反映させていることに加え、現役世代の賃金変動率との調整でありますとか、将来世代の給付水準を確保するための調整を行った上で、新規の方で2.2%の引上げとなっております。

年金制度の事務や運営について県は関与できないことから、請願の2つの項目、いずれも県として審査、評価、判断を行う立場にはないというふうに考えております。

なお、物価高騰に対する生活者向けの支援として、国においては、住民税非課税世帯等に対し、世帯当たり5万円の緊急支援交付金が昨年12月におおむね支給されています。

また、県におきましては、高齢者や生活困窮者に対する就労、生活支援として、高齢者に対しては、これまでの知識、経験を生かし、希望に応じた範囲で働く生きがい就労を推進し、高齢者無料職業紹介所などで職業相談や職業紹介等を実施しています。

さらに、生活困窮者に対しましても、全市町村に自立相談支援窓口を設置し、相談支援を行うとともに、家計改善に関する助言や、一般就労が困難な方には就労に必要な知識や能力向上のための訓練の提供等を実施しています。

執行部からの説明は以上でございます。

○岩本浩治委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんでしょうか。

○藤川隆夫委員 確認だけさせてもらってよかでしょうか。

まず、年金の財源については、20から60歳代の保険料の支払いによって賅われているところ。そういうことで、今の現状というのは、もう少子化が進んでいます。逆に言

うと、高齢者が増えている状況、その中で、今20から60歳の間には負担を求めているという、そういうふうな状況の中で、確かに、13年から15年までは3.4%の減額があり、その後も21年に0.1かな。22年に0.4減額されたという現実はあるものの、今回2.2%引き上げているというプラスの側面も恐らくあるかと思っております。

なおかつ、やっぱり財源のバランス、先ほどおっしゃったとおり、財源のバランス考えたら、逆に上げるのが現状では大変厳しいのかなと私は認識をするし、恐らく今の話だと、国の専権事項だから簡単にはいかないという話だったと思いますので、そういうふうなところ。

もう1点が、毎月支給という話になると、今2、4、6、8、偶数月に2か月分まとめて支払われていると思いますけれども、この事務費の問題、逆に言うと、年金から事務費が出ていくような話になってしまったら、これは元も子もない話だろうと思いますので、やっぱりこの事務費の負担を考えると、今までどおり隔月でいいんじゃないのかなと私は思います。

ちょっとそこはどんなふうか、財源の問題含めて答える部分があれば教えてください。

○井藤健康福祉政策課長 先ほど説明の中で申し上げましたけれども、基本的に財源については、現役世代、20歳から60歳の全ての現役世代の方が保険料を納めて、その財源から基本的には高齢者の方々に給付すると、そういう仕組みが基本でございます。

その一方で、もう当然現役世代と将来世代とのバランスということも考えながら、この年金制度運用されておりますので、現役世代については、賃金の変動率によってもやっぱり影響が出てくるものですから、賃金変動率との調整を行ったりとか、あるいは将来世代にあっては、あまりにも今の世代に給付をし

過ぎると将来世代に負担がかかってくるというようなところがありますので、そういった制度とのバランス、調整も行われているというふうに伺っております。

○藤川隆夫委員 分かりました。

○岩本浩治委員長 じゃあ、確認でよろしいですか。

○藤川隆夫委員 いいです。

○岩本浩治委員長 ほかにありませんでしょうか。

○山本伸裕委員 先ほど執行部のほうから、バランスに配慮した年金の改定というふうなお話がありましたですけれども、今の物価高騰の中でその影響を受けているのは、より高齢者のほうが深刻ではないかというふうに思っているんですよね。

というのは、なぜかという、この年金の金額の算定に当たっては、物価の上昇率というふうなことを反映しているわけですがけれども、全品目の平均でいったらプラス2.5%、前年比。ところが、食料費で見るとプラス4.5%、光熱費でいったらプラス14.8%なんです。高齢者の生活の家計支出に占める食料費あるいは光熱費の割合というのは高いわけですね、ほかの年代に比べると。

ということは、非常にこの物価高騰の打撃は、より深刻に高齢者受けていると。やっぱり従来の年金では暮らしていけないというような悲鳴が上がっている中で、それで物価スライドでそういう物価高騰の比率を引き下げた形で、だから、実質的には、この物価高騰に対して受け取る年金の金額というのは実質的に目減りしているんじゃないですか。いかがでしょう。

○井藤健康福祉政策課長 一応県として、この年金制度についての判断といいますか、評価する立場にはないところあります。

そういった中で、今回の消費者物価の変動といいますか、物価の高騰に対する対応については、国の考え方としては、1年遅れにはなりますけれども、前年の消費者物価指数の変動率と、さらには現役世代が基本的には保険料負担しますので、現役世代の賃金の変動率、ここを加えたところで、そのパーセントが最終的に新規の方で2.2%というような状況でございます。

我々としては、事実として回答させていただくということにとどまらざるを得ないかなというふうに思っております。

○山本伸裕委員 今の物価上昇率に比べて、やっぱり年金の金額、金額の上では若干上昇しているけれども、実質的には目減りしていると言わざるを得ないというような状況だと思うんですね。

それで、先ほど、将来的なやっぱり年金の財源であるとか、将来の世代に対する責任であるとかいうふうなお話もありましたですけれども、物価スライド方式が導入されたことによって政府の給付、それによる給付の削減というのは7兆円というふうに伺っているんです。

一方で、年金の積立金、これが今幾らあるかということ200兆円ですよ。莫大な金額が今積み立てられている。だから、そういうところを使って、やっぱりしっかり国民の命綱である年金を下支えしていくというようなことが必要だし、いずれ全世代が年金を受給するわけですから、やっぱり生活できる年金にしてくれというのは切実な訴えだというふうに思いますので、この請願は、採択されるべきではないかというような意見を申し上げたいというふうに思います。

○岩本浩治委員長 それでは次に、採決に入りたいと思います。

請第47号について、いかがでしょうか。

（「採択」「不採択」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 採択、不採択の両方の意見がありましたので、採択についてお諮りいたします。

請第47号を採択とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○岩本浩治委員長 挙手少数と認めます。よって、請第47号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が3件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いします。

○井藤健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

厚生常任委員会報告事項と記載された資料の1ページをお願いいたします。

1ページ、次期熊本県やさしいまちづくり推進指針の策定について御説明申し上げます。

本指針の策定につきましては、12月議会の本委員会に御報告いたしましたが、指針の内容に大きな変更はございませんので、その後の経過について報告させていただきます。

4のスケジュールを御覧ください。

12月26日から1月24日までパブリックコメントを実施いたしました。その結果、25件の御意見がありましたが、主として表現の仕方、書きぶりに関する御提案でございました。

その後、御意見を踏まえて最終案の調整を行い、先日、外部有識者で構成されるやさしいまちづくり推進協議会に報告しております。

本日の御報告の後、年度末までに策定、公表する予定としております。

なお、2ページ以降に指針の概要を添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

健康福祉政策課からの報告は以上でございます。

○椎場健康危機管理課長 報告事項の3ページをお願いします。

第3次熊本県動物愛護推進計画の中間見直しについてでございます。

今回の中間見直しにつきましては、前回、12月の委員会でも御報告させていただいておりますので、今回は、その後の経過を中心に御説明をさせていただきたいと思います。

1の目的、2の計画期間、3の中間見直しに当たっての考え方、4の見直しの主な内容につきましては、12月に御説明した内容どおりでございます。変更点あっておりません。

5のスケジュールでございますけれども、12月の委員会の終了後、1月の16日から2月の14日まで、中間見直しの計画案についてパブリックコメントを実施しております。パブリックコメントでは、6名の方から45件の御意見をいただきました。主な内容としましては、飼い主の適正飼養、終生飼養に関するものが14件、保護動物の返還、譲渡推進に関するものが14件、保護動物の適正管理に関するものが10件でした。

いただいた御意見につきましては、今後の

動物愛護業務の参考にさせていただくこととしております。

今後の取扱いでございますけれども、最終的な計画案につきまして、今後動物愛護推進協議会において書面にて御協議をいただいた後に、今年度末までに計画策定を終えたいと考えております。

次の4ページに中間見直しの計画の概要を添付させていただいております。2月の委員会で説明した内容から変更等あっておりません。

健康危機管理課からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○米澤障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

報告事項資料の5ページをお願いいたします。

熊本県自殺対策推進計画の策定について御報告させていただきます。

計画の概要につきましては、本資料の5ページ並びに6ページに記載しておりますが、昨年12月の本委員会におきまして御報告させていただきました内容でございますので、割愛させていただきます。

また、前回の委員会での御報告後、12月下旬から1月下旬にかけて、パブリックコメントを実施いたしました。今回のパブリックコメントでは、意見等ございませんでしたので、今後、本委員会終了後に計画策定の手続を行いまして、正式に3月下旬に策定完了する予定でございます。

策定後は、本計画の中身につきまして、広く周知を図っていきたくと考えております。

障がい者支援課の報告は以上でございます。よろしく申し上げます。

○岩本浩治委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 質疑ないようでございますので、なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

ここで私のほうから、委員会における取組の成果案について説明をさせていただきます。

12月の委員会において取りまとめを御一任いただきました令和4年度厚生常任委員会における取組の成果について、お手元に配付のとおり、案を作成しましたので、御説明します。

この常任委員会における取組の成果は、本年度の当委員会の審議の中で委員から提起された要望、提案等の中から取組が進んでいる主な項目を取り上げ、3月に県議会のホームページで公表するものです。

項目の選定等について、副委員長及び執行部とで協議し、当委員会としては、5項目の取組を挙げた案を作成いたしました。

ここに掲げた項目は、いずれも委員会審議により取組が進んだ、あるいは課題解決に向けての検討や調査が動き出したようなものを選定しております。

もちろん、この項目以外の提起された課題や要望等についても、執行部で調査、検討を続けておられますが、これらの項目を特に具体的な取組が進んでいることとして取り上げました。

それでは、この案につきまして何か御意見等ございますでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 異議なしということでございますので、この案でホームページへ掲載したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

なお、簡易な文言の整理、修正があった場合は、委員長に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、その他のその他に入りますが、委員から何かありませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたします。

最後に、要望書等が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これもちまして第7回厚生常任委員会を閉会いたします。

午後0時42分閉会

○岩本浩治委員長 なお、本年3月末をもって退職される方が、本日3名出席されております。それぞれ一言ずつ御挨拶をいただければと思っておりますが、委員の皆さんよろしゅうございますでしょうか。

（「お願いします」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 それでは、お1人ずつ、一言ずつでも結構ですので、お聞かせいただければと思います。

まず、渡辺病院事業管理者、よろしく申し上げます。

（渡辺病院事業管理者、岡健康づくり推進課長、樋口薬務衛生課長の順に退任挨拶）

○岩本浩治委員長 渡辺病院事業管理者、岡健康づくり推進課長、樋口薬務衛生課長、大変お疲れさまでございました。

なお、今年度最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

この1年間、南部副委員長はじめ委員各位の御協力をいただきながら、委員会の活動を進めてまいりました。

委員各位におかれましては、県政の抱える重要な諸問題につきまして、終始熱心な御審議を賜り、誠にありがとうございました。

また、健康福祉部の沼川部長、病院局の渡辺病院事業管理者をはじめ執行部の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策や令和2年7月豪雨からの創造的復興などへの対応で多忙を極める中、委員会においては、常に丁寧な説明と答弁をいただき、心から厚く御礼申し上げます。

先ほど御挨拶いただきましたが、この3月をもって勇退される方々におかれましては、長い間県政に携わっていただき、本当に御苦労さまでございました。

御勇退後も、県民の一人として県政の発展にお力添えをいただきますとともに、今までの経験と知識を生かされ、新たな場所での御活躍をお祈り申し上げたいと思います。

最後になりましたが、委員各位並びに執行部の皆様の今後ますますの御健勝と御活躍を祈念いたしまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

次に、南部副委員長から一言御挨拶をお願いします。

○南部隼平副委員長 それでは、ちょっと今日からマスクが一応解禁ということになりましたので、マスク外して御挨拶させていただきます。

この1年間、岩本委員長の下で副委員長を拝命しまして、委員会運営に努めてまいりました。大変至らないところもあつたと思えますけれども、皆様には本当に御指導、御鞭撻をいただきましてありがとうございました。

また、執行部の皆様におかれても、常に真摯な対応をしていただきまして誠にありがとうございました。

また、新型コロナウイルス、まだまだ蔓延をする状況にもありますけれども、今後様々な施策、今からまた新しい施策も出てくると思えます。ぜひ県政発展のために、皆さんとともに、また、私たちがしっかり戻ってきて

議論をしていきたいというふうに思います。

そして、今日3名の方々、本当に退職になりますけれども、おめでとうございます。私、昭和60年生まれでございます。この委員会運営、1年間、皆さん、誠にありがとうございました。（拍手）

○岩本浩治委員長 それでは、以上で終了いたします。

皆様、お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後0時51分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長